

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

九 州 地 方 整 備 局

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する
「新・全国統一指標」の目標値及び「九州独自指標」の項目、目標値を決定
～九州ブロック発注者協議会において公共工事の品質確保の取組を推進～

改正品確法の理念を現場で実現するため、令和 2 年 5 月 2 0 日に公表された「新・全国統一指標」の項目に加え、その目標値と「九州独自指標」の項目と目標値を決定しました。今後、九州ブロック発注者協議会において継続的に審議し、公共発注者が一丸となって、公共工事の品質確保に取り組んでまいります。

＜新・全国統一指標＞

◆工事

- ①地域平準化率（施工時期の平準化）
- ②週休 2 日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

◆測量、調査及び設計（業務）

- ①地域平準化率（履行期限の分散）
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

＜九州独自指標＞

◆工事

- ①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況
- ②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆測量、調査及び設計（業務）

- ①ウィークリースタンスの実施

【問い合わせ先】

国土交通省	九州地方整備局	企画部	技術管理課長	甲斐 浩幸	内線 3311
			課長補佐	村田 茂男	内線 3313
				代表：092-471-6331	
				直通：092-476-3546	

工事

- ①地域平準化率（施工時期の平準化）
国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）
※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率（H30実績、参考値）を併せて公表
- ②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）
※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

測量、調査及び設計（業務）

- ①地域平準化率（履行期限の分散）
国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

新・全国統一指標におけるR6目標値

指標分類		九州ブロック方針	目標値（R6）
工事	《指標①》 地域平準化率（施工時期の平準化） (4～6月期の工事平均稼働件数) ／(年度の工事平均稼働件数)	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率（九州ブロック単位）0.80を目指す。
	《指標②》 週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定） 週休2日対象工事件数（公告等）／全工事件数（公告等）	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）の発注工事が週休2日対象工事となるように改善を図る。 ※災害等の緊急を要する工事を除く全ての工事を対象とする。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率（九州ブロック単位）0.90を目指す。
	《指標③》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策） (低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／(年度の発注工事件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数	各発注機関の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率（九州ブロック単位）1.00を目指す。
業務	《指標①》 地域平準化率（履行期限の分散） (第4四半期[1～3月]に完了する業務件数) ／(年度の業務稼働件数)	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の履行期限の分散を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる業務等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率（九州ブロック単位）0.40を目指す。
	《指標②》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策） (低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／(年度の発注業務件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数	各発注機関の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率（九州ブロック単位）1.00を目指す。

【R1実績値】地域平準化率(工事、地域ブロック単位)

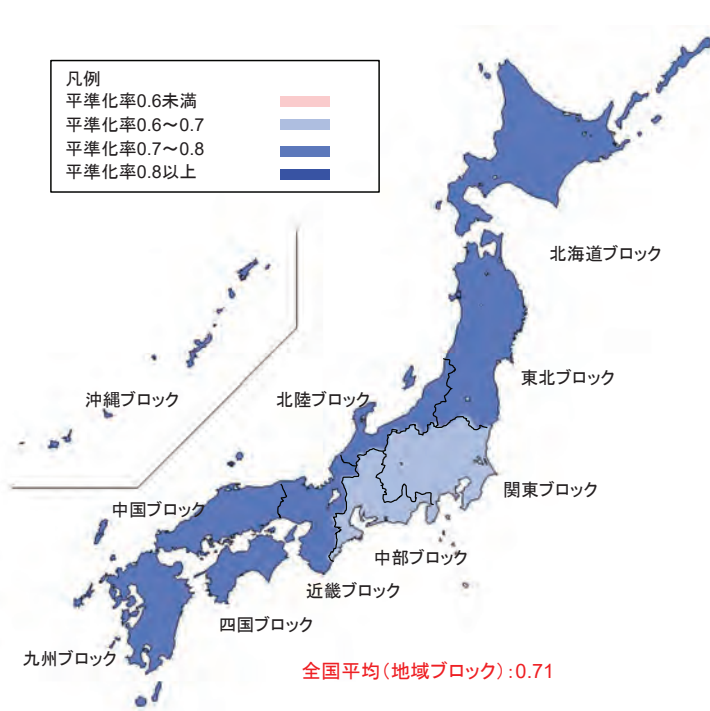
$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4～6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※地域ブロック単位:地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。



地域ブロック	地域平準化率(R1実績値)	対象範囲
北海道	0.72	北海道
東北	0.73	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、山形県、福島県
関東	0.68	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.70	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	沖縄県

※平準化率のデータ抽出時点:令和2年4月16日

3

【R1実績値】地域平準化率(工事、県域単位)

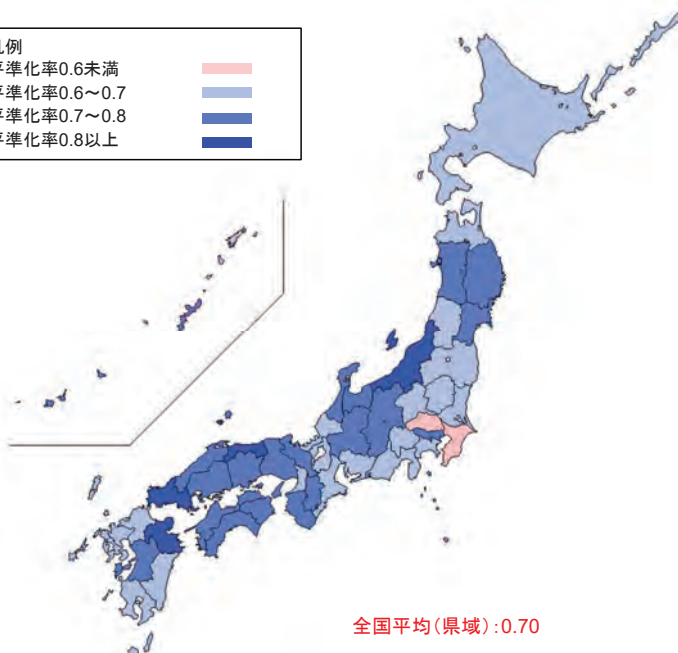
$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4～6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

凡例
平準化率0.6未満
平準化率0.6～0.7
平準化率0.7～0.8
平準化率0.8以上



地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.68	石川県	0.75	岡山県	0.72
青森県	0.65	福井県	0.68	広島県	0.74
岩手県	0.75	山梨県	0.68	山口県	0.81
宮城県	0.77	長野県	0.74	徳島県	0.74
秋田県	0.75	岐阜県	0.77	香川県	0.77
山形県	0.68	静岡県	0.60	愛媛県	0.78
福島県	0.65	愛知県	0.66	高知県	0.70
茨城県	0.65	三重県	0.61	福岡県	0.69
栃木県	0.60	滋賀県	0.65	佐賀県	0.67
群馬県	0.63	京都府	0.73	長崎県	0.65
埼玉県	0.59	大阪府	0.67	熊本県	0.78
千葉県	0.59	兵庫県	0.78	大分県	0.80
東京都	0.72	奈良県	0.73	宮崎県	0.67
神奈川県	0.64	和歌山県	0.73	鹿児島県	0.61
新潟県	0.80	鳥取県	0.81	沖縄県	0.70
富山県	0.73	島根県	0.74		

※平準化率のデータ抽出時点:令和2年4月16日

4

【R1実績値】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(地域ブロック単位)

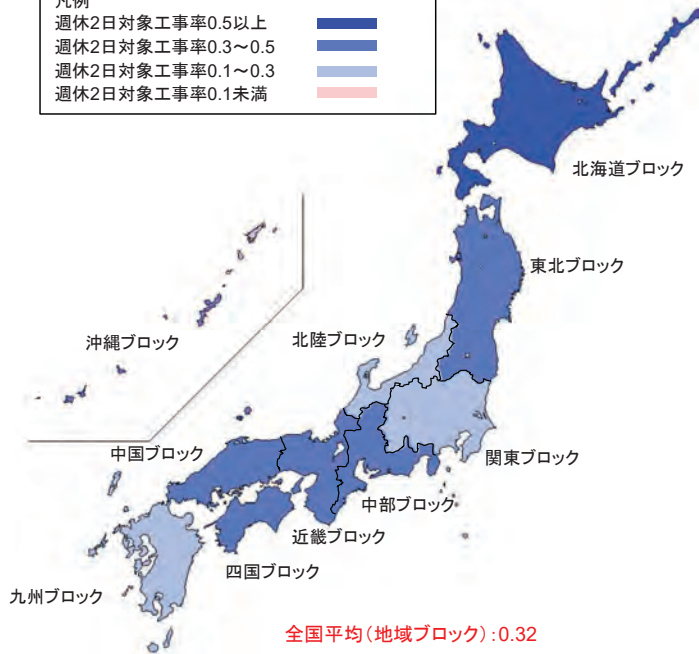
週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事※件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象: 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。
対象期間: 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

凡例
週休2日対象工事率0.5以上
週休2日対象工事率0.3～0.5
週休2日対象工事率0.1～0.3
週休2日対象工事率0.1未満



地域ブロック	週休2日対象工事率	対象範囲
北海道	0.61	北海道
東北	0.35	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.26	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.23	新潟県、富山県、石川県
中部	0.43	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.30	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.32	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.39	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.26	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.39	沖縄県

5

※データ抽出時点: 令和2年9月

【R1実績値】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(県域[政令市]単位)

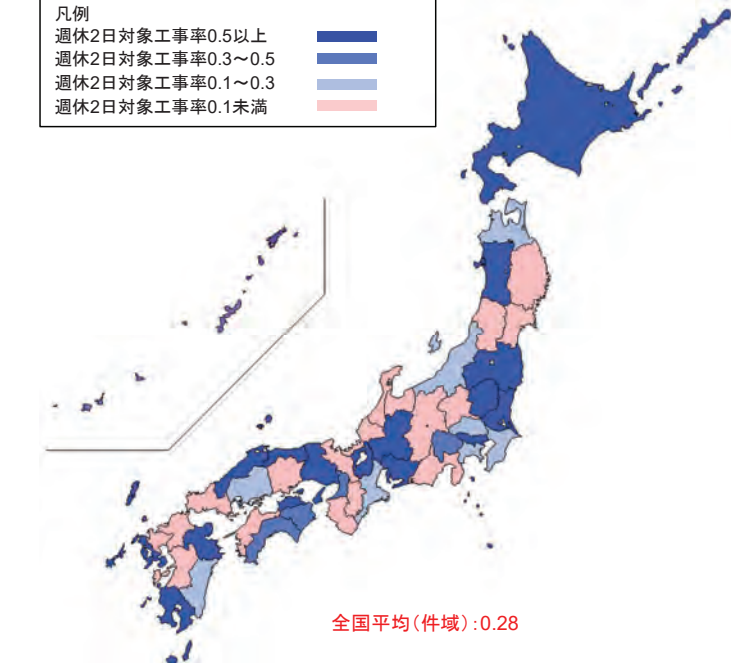
週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事※件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象: 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。
対象期間: 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

凡例
週休2日対象工事率0.5以上
週休2日対象工事率0.3～0.5
週休2日対象工事率0.1～0.3
週休2日対象工事率0.1未満



地域	週休2日対象工事率	地域	週休2日対象工事率	地域	週休2日対象工事率
北海道	0.58	石川県	0.09	岡山県	0.01
青森県	0.21	福井県	0.03	広島県	0.27
岩手県	0.02	山梨県	0.37	山口県	0.03
宮城県	0.02	長野県	0.01	徳島県	0.47
秋田県	0.69	岐阜県	0.67	香川県	0.83
山形県	0.09	静岡県	0.03	愛媛県	0.01
福島県	0.61	愛知県	0.65	高知県	0.40
茨城県	0.52	三重県	0.22	福岡県	0.05
栃木県	0.66	滋賀県	0.83	佐賀県	0.06
群馬県	0.02	京都府	0.09	長崎県	0.38
埼玉県	0.14	大阪府	0.36	熊本県	0.06
千葉県	0.21	兵庫県	0.71	大分県	0.69
東京都	0.61	奈良県	0.05	宮崎県	0.17
神奈川県	0.13	和歌山県	0.05	鹿児島県	0.52
新潟県	0.29	鳥取県	0.94	沖縄県	0.34
富山県	0.05	島根県	0.74		

6

※データ抽出時点: 令和2年9月

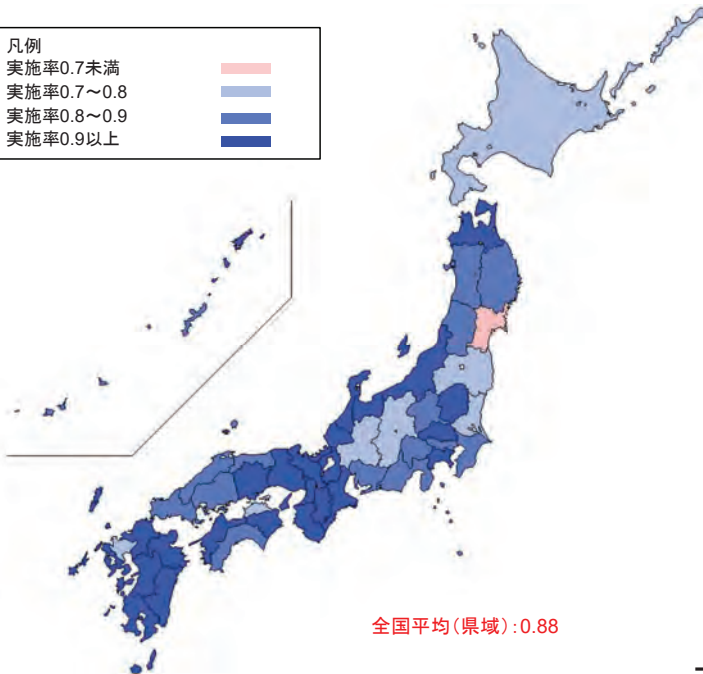
実施率(件数) =
$$\frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注工事件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データを活用

凡例
実施率0.7未満
実施率0.7～0.8
実施率0.8～0.9
実施率0.9以上



地域	実施率	地域	実施率	地域	実施率
北海道	0.71	石川県	0.98	岡山県	0.97
青森県	0.94	福井県	0.90	広島県	0.84
岩手県	0.86	山梨県	0.84	山口県	0.89
宮城県	0.69	長野県	0.71	徳島県	0.96
秋田県	0.86	岐阜県	0.73	香川県	0.77
山形県	0.86	静岡県	0.84	愛媛県	0.97
福島県	0.79	愛知県	0.89	高知県	0.84
茨城県	0.77	三重県	0.95	福岡県	0.92
栃木県	0.91	滋賀県	0.99	佐賀県	0.74
群馬県	0.85	京都府	0.92	長崎県	0.99
埼玉県	0.90	大阪府	0.93	熊本県	0.97
千葉県	0.88	兵庫県	0.93	大分県	1.00
東京都	0.86	奈良県	0.90	宮崎県	0.98
神奈川県	0.93	和歌山県	0.96	鹿児島県	0.90
新潟県	0.93	鳥取県	0.86	沖縄県	0.80
富山県	0.90	島根県	0.88		

7 ※令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査データ:令和元年11月

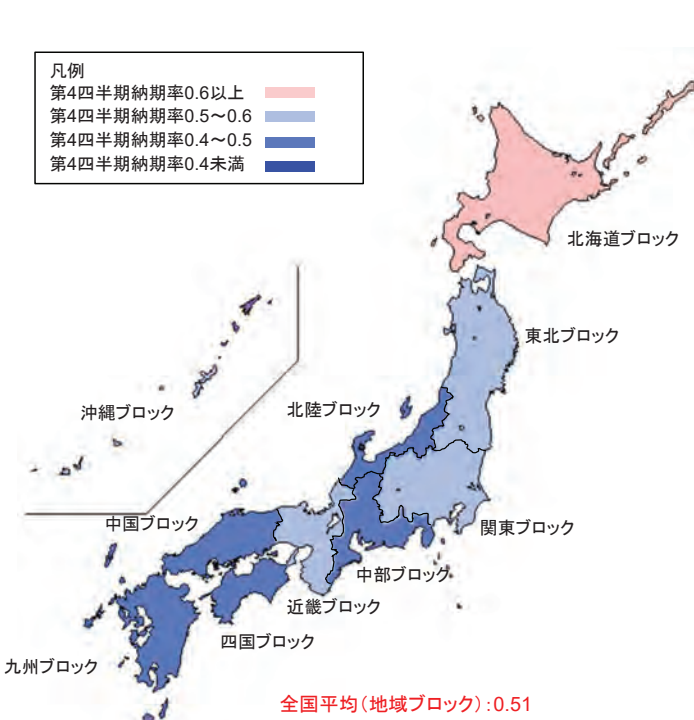
地域平準化率(件数) =
$$\frac{\text{(第4四半期[1～3月]に完了する業務件数)}}{\text{※第4四半期納期率(件数)}}$$

※地域ブロック単位:地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

凡例
第4四半期納期率0.6以上
第4四半期納期率0.5～0.6
第4四半期納期率0.4～0.5
第4四半期納期率0.4未満



地域ブロック	第4四半期納期率	対象範囲
北海道	0.68	北海道
東北	0.53	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.51	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.47	新潟県、富山県、石川県
中部	0.48	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.52	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.48	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.47	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.47	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.54	沖縄県

8 ※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 データ抽出時点:令和2年5月1日
※営繕業務 データ抽出時点:令和2年6月23日

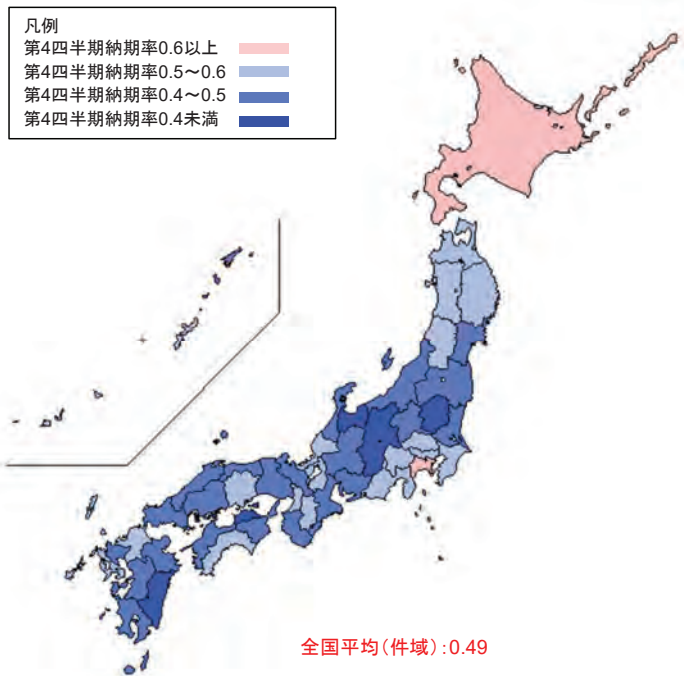
【R1実績値】地域平準化率(業務、県域[政令市]単位)

地域平準化率(件数) = $\frac{(\text{第4四半期}[1\sim3\text{月}]に完了する業務件数)}{(\text{年度の業務稼働件数})}$
 ※第4四半期納期率(件数)

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を
 足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設
 情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システ
 ム(PUBDIS)に登録された業務
 稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

凡例
 第4四半期納期率0.6以上
 第4四半期納期率0.5~0.6
 第4四半期納期率0.4~0.5
 第4四半期納期率0.4未満



全国平均(件域):0.49

地域	第4四半期 納期率	地域	第4四半期 納期率	地域	第4四半期 納期率
北海道	0.67	石川県	0.46	岡山県	0.51
青森県	0.53	福井県	0.51	広島県	0.46
岩手県	0.51	山梨県	0.51	山口県	0.49
宮城県	0.47	長野県	0.35	徳島県	0.47
秋田県	0.53	岐阜県	0.41	香川県	0.35
山形県	0.53	静岡県	0.51	愛媛県	0.46
福島県	0.46	愛知県	0.43	高知県	0.53
茨城県	0.44	三重県	0.46	福岡県	0.53
栃木県	0.39	滋賀県	0.51	佐賀県	0.44
群馬県	0.40	京都府	0.49	長崎県	0.52
埼玉県	0.51	大阪府	0.56	熊本県	0.49
千葉県	0.51	兵庫県	0.49	大分県	0.40
東京都	0.59	奈良県	0.53	宮崎県	0.35
神奈川県	0.62	和歌山県	0.45	鹿児島県	0.41
新潟県	0.46	鳥取県	0.40	沖縄県	0.52
富山県	0.36	島根県	0.41		

9 ※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 データ抽出時点:令和2年5月1日
 ※営繕業務 データ抽出時点:令和2年6月23日

【H30実績値】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務、県域単位)

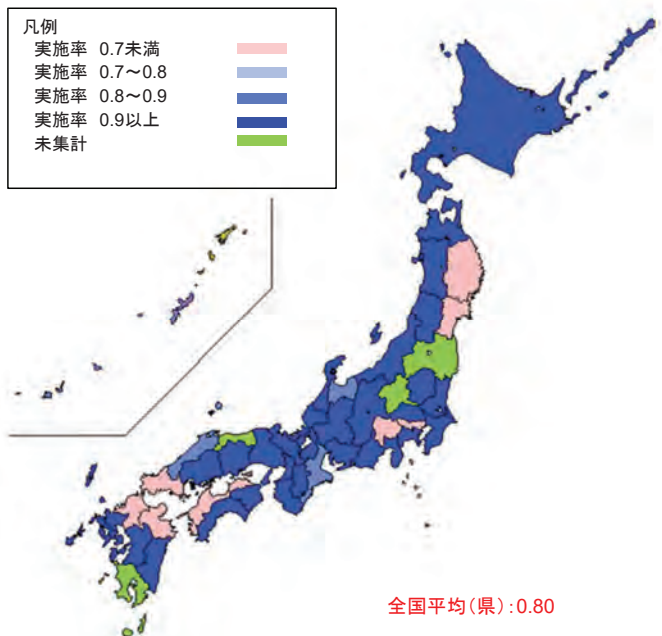
実施率(件数) = $\frac{(\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数})}{(\text{年度の発注業務件数})}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の
 対象業務を足し合わせて算出

「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」
 データを活用
 対象業務:土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

凡例
 実施率 0.7未満
 実施率 0.7~0.8
 実施率 0.8~0.9
 実施率 0.9以上
 未集計



全国平均(県):0.80

地域	実施率	地域	実施率	地域	実施率
北海道	0.99	石川県	1.00	岡山県	0.98
青森県	1.00	福井県	1.00	広島県	0.97
岩手県	0.64	山梨県	0.02	山口県	0.53
宮城県	0.62	長野県	1.00	徳島県	0.97
秋田県	1.00	岐阜県	1.00	香川県	0.04
山形県	0.94	静岡県	0.94	愛媛県	0.50
福島県	未集計	愛知県	0.94	高知県	1.00
茨城県	0.95	三重県	0.81	福岡県	0.15
栃木県	0.93	滋賀県	0.96	佐賀県	0.99
群馬県	未集計	京都府	1.00	長崎県	0.90
埼玉県	0.98	大阪府	1.00	熊本県	1.00
千葉県	0.95	兵庫県	0.99	大分県	0.00
東京都	0.00	奈良県	1.00	宮崎県	0.93
神奈川県	0.96	和歌山県	0.99	鹿児島県	未集計
新潟県	1.00	鳥取県	未集計	沖縄県	0.82
富山県	0.82	島根県	0.83		

※未集計:ダンピング対策を導入しているが、集計がされてない地方自治体
 ※令和元年度 発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査
 :平成31年3月31日時点

【工事】地域平準化率(施工時期の平準化)

※平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に
登録された工事(1件当たり500万円以上)により算出(データ抽出時点:令和2年4月16日)
※「ー」:登録工事なし 「0.00」:該当期間に稼働工事なし

	機関名	平準化率 (R1件数 ベース)
九州		0.70
	国	0.80
	国土交通省 九州地方整備局	0.76
	国土交通省 九州運輸局	-
	農林水産省 九州農政局	0.59
	林野庁 九州森林管理局	0.77
	防衛省 九州防衛局	0.98
	財務省 門司税関	-
	財務省 福岡財務支局	0.47
	財務省 長崎税関	-
	財務省 九州財務局	0.75
	国税庁 福岡国税局	0.33
	国税庁 熊本国税局	0.39
	経済産業省 九州経済産業局	-
	環境省 九州地方環境事務所	0.79
	警察庁 九州管区警察局	0.00
	海上保安庁 第七管区海上保安本部	0.26
	海上保安庁 第十管区海上保安本部	0.94
	福岡高等裁判所	0.09
	西日本高速道路(株)九州支社	1.06
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九州新幹線建設局	1.11
	(独)水資源機構 筑後川局	0.85
	(独)都市再生機構 九州支社	0.85
	(独)国立文化財機構 九州国立博物館	-
	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支部	-
	日本下水道事業団九州総合事務所	0.87
	福岡北九州高速道路公社	0.78
	福岡県地方公共団体全体	0.69
	福岡県	0.83
	福岡県市区町村全体	0.60
	福岡県北九州市	0.59
	福岡県福岡市	0.63
	福岡県大牟田市	0.55
	福岡県久留米市	0.46
	福岡県直方市	0.49
	福岡県飯塚市	0.78
	福岡県田川市	0.44
	福岡県柳川市	0.49
	福岡県八女市	0.66
	福岡県筑後市	0.36
	福岡県大川市	0.45
	福岡県行橋市	0.48
	福岡県豊前市	0.49

【工事】地域平準化率(施工時期の平準化)

※平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に
登録された工事(1件当たり500万円以上)により算出(データ抽出時点:令和2年4月16日)
※「ー」:登録工事なし 「0.00」:該当期間に稼働工事なし

	機関名	平準化率 (R1件数 ベース)
	福岡県中間市	0.77
	福岡県小都市	0.51
	福岡県筑紫野市	0.72
	福岡県春日市	0.57
	福岡県大野城市	0.40
	福岡県宗像市	0.40
	福岡県太宰府市	0.54
	福岡県古賀市	0.41
	福岡県福津市	0.46
	福岡県うきは市	1.10
	福岡県宮若市	0.17
	福岡県嘉麻市	1.21
	福岡県朝倉市	0.83
	福岡県みやま市	0.43
	福岡県糸島市	0.48
	福岡県那珂川市	1.27
	福岡県糟屋郡宇美町	0.50
	福岡県糟屋郡篠栗町	1.26
	福岡県糟屋郡志免町	0.14
	福岡県糟屋郡須恵町	0.12
	福岡県糟屋郡新宮町	0.56
	福岡県糟屋郡久山町	0.87
	福岡県糟屋郡粕屋町	0.68
	福岡県遠賀郡芦屋町	1.33
	福岡県遠賀郡水巻町	0.31
	福岡県遠賀郡岡垣町	0.84
	福岡県遠賀郡遠賀町	0.51
	福岡県鞍手郡小竹町	0.36
	福岡県鞍手郡鞍手町	0.68
	福岡県嘉穂郡桂川町	0.97
	福岡県朝倉郡筑前町	0.53
	福岡県朝倉郡東峰村	0.79
	福岡県三井郡大刀洗町	1.14
	福岡県三潨郡大木町	0.51
	福岡県八女郡広川町	0.37
	福岡県田川郡香春町	0.00
	福岡県田川郡添田町	1.32
	福岡県田川郡糸田町	0.61
	福岡県田川郡川崎町	0.84
	福岡県田川郡大任町	0.58
	福岡県田川郡赤村	0.56
	福岡県田川郡福智町	0.51
	福岡県京都郡苅田町	0.52

【工事】地域平準化率(施工時期の平準化)

※平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に
登録された工事(1件当たり500万円以上)により算出(データ抽出時点:令和2年4月16日)
※「ー」:登録工事なし 「0.00」:該当期間に稼働工事なし

			機関名	平準化率 (R1件数 ベース)		
			福岡県京都郡みやこ町	0.34		
			福岡県築上郡吉富町	0.40		
			福岡県築上郡上毛町	0.00		
			福岡県築上郡築上町	0.41		
		佐賀県地方公共団体全体		0.67		
			佐賀県	0.74		
		佐賀県	市区町村全体	0.60		
			佐賀県佐賀市	0.71		
			佐賀県唐津市	0.49		
			佐賀県鳥栖市	0.54		
			佐賀県多久市	0.51		
			佐賀県伊万里市	0.65		
			佐賀県武雄市	0.47		
			佐賀県鹿島市	0.74		
			佐賀県小城市	0.76		
			佐賀県嬉野市	0.56		
			佐賀県神埼市	0.77		
			佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	0.16		
			佐賀県三養基郡基山町	0.94		
			佐賀県三養基郡上峰町	0.24		
			佐賀県三養基郡みやき町	0.54		
			佐賀県東松浦郡玄海町	0.48		
			佐賀県西松浦郡有田町	1.02		
			佐賀県杵島郡大町町	0.00		
			佐賀県杵島郡江北町	0.35		
			佐賀県杵島郡白石町	0.33		
			佐賀県藤津郡太良町	0.18		
			長崎県地方公共団体全体		0.65	
				長崎県	0.69	
				長崎県	市区町村全体	0.61
					長崎県長崎市	0.61
					長崎県佐世保市	0.56
					長崎県島原市	0.70
					長崎県諫早市	0.45
					長崎県大村市	0.63
		長崎県平戸市			0.58	
		長崎県松浦市			0.61	
		長崎県対馬市			0.60	
	長崎県壱岐市	0.93				
	長崎県五島市	0.54				
	長崎県西海市	0.70				
	長崎県雲仙市	0.62				
	長崎県南島原市	0.73				

【工事】地域平準化率(施工時期の平準化)

※平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に
登録された工事(1件当たり500万円以上)により算出(データ抽出時点:令和2年4月16日)
※「ー」:登録工事なし 「0.00」:該当期間に稼働工事なし

			機関名	平準化率 (R1件数 ベース)
			長崎県西彼杵郡長与町	0.64
			長崎県西彼杵郡時津町	0.67
			長崎県東彼杵郡東彼杵町	0.85
			長崎県東彼杵郡川棚町	0.68
			長崎県東彼杵郡波佐見町	0.56
			長崎県北松浦郡小値賀町	0.62
			長崎県北松浦郡佐々町	0.44
			長崎県南松浦郡新上五島町	0.57
	熊本県地方公共団体全体			0.78
			熊本県	0.84
			熊本県市区町村全体	0.72
			熊本県熊本市	0.74
			熊本県八代市	0.44
			熊本県人吉市	0.61
			熊本県荒尾市	0.99
			熊本県水俣市	0.80
			熊本県玉名市	0.30
			熊本県山鹿市	0.77
			熊本県菊池市	0.53
			熊本県宇土市	0.60
			熊本県上天草市	0.81
			熊本県宇城市	0.72
			熊本県阿蘇市	0.81
			熊本県天草市	0.58
			熊本県合志市	0.33
			熊本県下益城郡美里町	0.85
			熊本県玉名郡玉東町	0.67
			熊本県玉名郡南関町	0.85
熊本県玉名郡長洲町			0.56	
熊本県玉名郡和水町	1.18			
熊本県菊池郡大津町	0.77			
熊本県菊池郡菊陽町	0.76			
熊本県阿蘇郡南小国町	0.68			
熊本県阿蘇郡小国町	1.26			
熊本県阿蘇郡産山村	2.40			

【工事】地域平準化率(施工時期の平準化)

※平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に
登録された工事(1件当たり500万円以上)により算出(データ抽出時点:令和2年4月16日)
※「ー」:登録工事なし 「0.00」:該当期間に稼働工事なし

			機関名	平準化率 (R1件数 ベース)
			熊本県阿蘇郡高森町	1.04
			熊本県阿蘇郡西原村	0.91
			熊本県阿蘇郡南阿蘇村	0.67
			熊本県上益城郡御船町	0.90
			熊本県上益城郡嘉島町	1.06
			熊本県上益城郡益城町	0.99
			熊本県上益城郡甲佐町	0.95
			熊本県上益城郡山都町	0.70
			熊本県八代郡氷川町	0.19
			熊本県葦北郡芦北町	1.05
			熊本県葦北郡津奈木町	0.54
			熊本県球磨郡錦町	0.23
			熊本県球磨郡多良木町	0.71
			熊本県球磨郡湯前町	0.34
			熊本県球磨郡水上村	0.57
			熊本県球磨郡相良村	1.13
			熊本県球磨郡五木村	0.90
			熊本県球磨郡山江村	0.72
			熊本県球磨郡球磨村	0.39
			熊本県球磨郡あさぎり町	0.16
			熊本県天草郡苓北町	1.24
			大分県地方公共団体全体	0.80
			大分県	0.81
			大分県市区町村全体	0.78
			大分県大分市	0.67
			大分県別府市	0.52
			大分県中津市	0.62
			大分県日田市	1.03
			大分県佐伯市	0.77
			大分県臼杵市	1.18
			大分県津久見市	1.05
			大分県竹田市	0.66
			大分県豊後高田市	0.34
			大分県杵築市	1.11
			大分県宇佐市	0.72
			大分県豊後大野市	0.79
			大分県由布市	0.77
			大分県国東市	0.70
			大分県東国東郡姫島村	1.54
			大分県速見郡日出町	0.50
			大分県玖珠郡九重町	0.82

【工事】地域平準化率(施工時期の平準化)

※平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に
登録された工事(1件当たり500万円以上)により算出(データ抽出時点:令和2年4月16日)
※「ー」:登録工事なし 「0.00」:該当期間に稼働工事なし

			機関名	平準化率 (R1件数 ベース)
			大分県玖珠郡玖珠町	0.66
			宮崎県地方公共団体全体	0.67
			宮崎県	0.76
			宮崎県市区町村全体	0.56
			宮崎県宮崎市	0.54
			宮崎県都城市	0.49
			宮崎県延岡市	0.61
			宮崎県日南市	0.70
			宮崎県小林市	0.41
			宮崎県日向市	0.45
			宮崎県串間市	0.52
			宮崎県西都市	0.70
			宮崎県えびの市	0.16
			宮崎県北諸県郡三股町	0.35
			宮崎県西諸県郡高原町	0.82
			宮崎県東諸県郡国富町	0.99
			宮崎県東諸県郡綾町	1.90
			宮崎県児湯郡高鍋町	0.81
			宮崎県児湯郡新富町	0.00
			宮崎県児湯郡西米良村	1.08
			宮崎県児湯郡木城町	0.78
			宮崎県児湯郡川南町	0.63
			宮崎県児湯郡都農町	0.66
			宮崎県東臼杵郡門川町	1.09
			宮崎県東臼杵郡諸塚村	0.00
			宮崎県東臼杵郡椎葉村	1.12
			宮崎県東臼杵郡美郷町	0.95
			宮崎県西臼杵郡高千穂町	0.59
			宮崎県西臼杵郡日之影町	0.54
			宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	1.00
			鹿児島県地方公共団体全体	0.61
			鹿児島県	0.68
			鹿児島県市区町村全体	0.54
			鹿児島県鹿児島市	0.44
			鹿児島県鹿屋市	0.56
			鹿児島県枕崎市	0.69
			鹿児島県阿久根市	0.26
			鹿児島県出水市	0.28
			鹿児島県指宿市	0.65
			鹿児島県西之表市	0.46
			鹿児島県垂水市	0.52
			鹿児島県薩摩川内市	0.61
			鹿児島県日置市	0.63

【工事】地域平準化率(施工時期の平準化)

※平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に
登録された工事(1件当たり500万円以上)により算出(データ抽出時点:令和2年4月16日)
※「ー」:登録工事なし 「0.00」:該当期間に稼働工事なし

			機関名	平準化率 (R1件数 ベース)
			鹿児島県曾於市	0.44
			鹿児島県霧島市	0.44
			鹿児島県いちき串木野市	0.79
			鹿児島県南さつま市	0.35
			鹿児島県志布志市	0.53
			鹿児島県奄美市	0.54
			鹿児島県南九州市	0.49
			鹿児島県伊佐市	0.76
			鹿児島県始良市	0.54
			鹿児島県鹿児島郡三島村	0.34
			鹿児島県鹿児島郡十島村	0.94
			鹿児島県薩摩郡さつま町	0.83
			鹿児島県出水郡長島町	0.62
			鹿児島県始良郡湧水町	0.07
			鹿児島県曾於郡大崎町	0.36
			鹿児島県肝属郡東串良町	0.56
			鹿児島県肝属郡錦江町	0.81
			鹿児島県肝属郡南大隅町	0.77
			鹿児島県肝属郡肝付町	1.01
			鹿児島県熊毛郡中種子町	0.54
			鹿児島県熊毛郡南種子町	1.08
			鹿児島県熊毛郡屋久島町	0.21
			鹿児島県大島郡大和村	0.44
			鹿児島県大島郡宇検村	0.71
			鹿児島県大島郡瀬戸内町	0.83
			鹿児島県大島郡龍郷町	0.66
			鹿児島県大島郡喜界町	0.74
			鹿児島県大島郡徳之島町	0.21
			鹿児島県大島郡天城町	0.83
			鹿児島県大島郡伊仙町	0.72
			鹿児島県大島郡和泊町	0.39
			鹿児島県大島郡知名町	0.64
			鹿児島県大島郡与論町	0.51

【工事】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

機密性 2

※「ー」:R1工事発注実績なし

			機関名	週休2日対象 工事の実施状 況 (R1件数ベー ス)
九州	国			0.26
				0.55
			国土交通省 九州地方整備局	0.73
			国土交通省 九州運輸局	-
			農林水産省 九州農政局	1.00
			林野庁 九州森林管理局	0.58
			防衛省 九州防衛局	0.16
			財務省 門司税関	-
			財務省 福岡財務支局	0.00
			財務省 長崎税関	-
			財務省 九州財務局	0.00
			国税庁 福岡国税局	0.00
			国税庁 熊本国税局	0.67
			経済産業省 九州経済産業局	-
			環境省 九州地方環境事務所	0.00
			警察庁 九州管区警察局	1.00
			海上保安庁 第七管区海上保安本部	0.00
			海上保安庁 第十管区海上保安本部	0.00
			福岡高等裁判所	0.00
			西日本高速道路(株)九州支社	0.02
			(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九州新幹線建設局	0.25
			(独)水資源機構 筑後川局	0.00
			(独)都市再生機構 九州支社	0.00
			(独)国立文化財機構 九州国立博物館	-
			(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支部	-
			日本下水道事業団九州総合事務所	1.00
			福岡北九州高速道路公社	0.00
	福岡県			0.05
			福岡県地方公共団体全体	0.05
			福岡県	0.04
			政令市	0.07
			福岡県北九州市	0.02
			福岡県福岡市	0.15
	佐賀県			0.06
			佐賀県地方公共団体全体	0.06
	長崎県		佐賀県	0.06
				0.38
			長崎県地方公共団体全体	0.38
	熊本県		長崎県	0.38
				0.06
			熊本県地方公共団体全体	0.06
			熊本県	0.05
			政令市	0.07
			熊本県熊本市	0.07

【工事】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

機密性 2

※「－」:R1工事発注実績なし

機関名		週休2日対象 工事の実施状 況 (R1件数ベー ス)
大分県		0.69
	大分県地方公共団体全体	0.69
	大分県	0.69
宮崎県		0.17
	宮崎県地方公共団体全体	0.17
	宮崎県	0.17
鹿児島県		0.52
	鹿児島県地方公共団体全体	0.52
	鹿児島県	0.52

【工事】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

機密性 2

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データより算出(令和元年11月)
※「－」:集計除外 「0.00」:実績なし
「未導入」:低入札価格調査制度、最低制限価格制度をいずれも導入していない。
※1:低入基準価格+最低制限価格の実施件数が発注件数を上回るため、集計対象外

機関名		設定状況 (H30件数ベー ス)
九州		0.93
福岡県		
福岡県地方公共団体全体		0.92
福岡県		0.92
福岡県市区町村全体		0.92
福岡県北九州市		0.93
福岡県福岡市		0.99
福岡県大牟田市		0.89
福岡県久留米市		1.00
福岡県直方市		1.00
福岡県飯塚市		1.00
福岡県田川市		1.00
福岡県柳川市		1.00
福岡県八女市		0.24
福岡県筑後市		1.00
福岡県大川市		1.00
福岡県行橋市		1.00
福岡県豊前市		1.00
福岡県中間市		1.00
福岡県小郡市		1.00
福岡県筑紫野市		1.00
福岡県春日市		0.38
福岡県大野城市		1.00
福岡県宗像市		1.00
福岡県太宰府市		0.00
福岡県古賀市		1.00
福岡県福津市		1.00
福岡県うきは市		1.00
福岡県宮若市		0.94
福岡県嘉麻市		1.00
福岡県朝倉市		1.00
福岡県みやま市		1.00
福岡県糸島市		0.93
福岡県那珂川市		0.90
福岡県宇美町		1.00
福岡県篠栗町		1.00
福岡県志免町		1.00
福岡県須恵町		1.00

【工事】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

機密性 2

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データより算出(令和元年11月)
※「ー」:集計除外 「0.00」:実績なし
「未導入」:低入札価格調査制度、最低制限価格制度をいずれも導入していない。
※1:低入基準価格+最低制限価格の実施件数が発注件数を上回るため、集計対象外

			機関名	設定状況 (H30件数ベース)
			福岡県新宮町	0.54
			福岡県久山町	※1
			福岡県粕屋町	1.00
			福岡県芦屋町	1.00
			福岡県水巻町	1.00
			福岡県岡垣町	0.51
			福岡県遠賀町	0.65
			福岡県小竹町	0.96
			福岡県鞍手町	1.00
			福岡県桂川町	0.71
			福岡県筑前町	0.00
			福岡県東峰村	1.00
			福岡県大刀洗町	0.05
			福岡県大木町	1.00
			福岡県広川町	1.00
			福岡県香春町	1.00
			福岡県添田町	1.00
			福岡県糸田町	1.00
			福岡県川崎町	0.39
			福岡県大任町	
			福岡県赤村	1.00
			福岡県福智町	1.00
			福岡県苅田町	1.00
			福岡県みやこ町	1.00
			福岡県吉富町	0.00
			福岡県上毛町	1.00
			福岡県築上町	1.00
			佐賀県	
	佐賀県地方公共団体全体		0.74	
	佐賀県		1.00	
	佐賀県市区町村全体		0.60	
	佐賀県佐賀市		1.00	
	佐賀県唐津市		0.13	
	佐賀県鳥栖市		0.83	
	佐賀県多久市		1.00	
	佐賀県伊万里市		0.72	
	佐賀県武雄市		0.73	
	佐賀県鹿島市		1.00	

【工事】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

機密性 2

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データより算出(令和元年11月)
※「ー」:集計除外 「0.00」:実績なし
「未導入」:低入札価格調査制度、最低制限価格制度をいずれも導入していない。
※1:低入基準価格+最低制限価格の実施件数が発注件数を上回るため、集計対象外

			機関名	設定状況 (H30件数ベース)
			佐賀県小城市	0.59
			佐賀県嬉野市	1.00
			佐賀県神埼市	1.00
			佐賀県吉野ヶ里町	0.00
			佐賀県基山町	1.00
			佐賀県上峰町	1.00
			佐賀県みやき町	0.00
			佐賀県玄海町	0.55
			佐賀県有田町	0.02
			佐賀県大町町	0.18
			佐賀県江北町	0.00
			佐賀県白石町	0.00
			佐賀県太良町	0.00
長崎県				
長崎県地方公共団体全体				0.99
	長崎県			1.00
長崎県市区町村全体				0.99
長崎県長崎市				1.00
長崎県佐世保市				1.00
長崎県島原市				1.00
長崎県諫早市				1.00
長崎県大村市				1.00
長崎県平戸市				1.00
長崎県松浦市				0.95
長崎県対馬市				1.00
長崎県壱岐市				1.00
長崎県五島市				1.00
長崎県西海市				0.97
長崎県雲仙市				1.00
長崎県南島原市				0.96
長崎県長与町				1.00
長崎県時津町				0.74
長崎県東彼杵町				1.00
長崎県川棚町				1.00
長崎県波佐見町				1.00
長崎県小値賀町				0.50
長崎県佐々町				1.00
長崎県新上五島町				1.00

【工事】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

機密性 2

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データより算出(令和元年11月)
※「－」:集計除外 「0.00」:実績なし
「未導入」:低入札価格調査制度、最低制限価格制度をいずれも導入していない。
※1:低入基準価格+最低制限価格の実施件数が発注件数を上回るため、集計対象外

	機関名	設定状況 (H30件数ベース)
熊本県	熊本県	
	熊本県地方公共団体全体	0.97
	熊本県	1.00
	熊本県市区町村全体	0.96
	熊本県熊本市	1.00
	熊本県八代市	1.00
	熊本県人吉市	1.00
	熊本県荒尾市	1.00
	熊本県水俣市	0.36
	熊本県玉名市	1.00
	熊本県山鹿市	1.00
	熊本県菊池市	1.00
	熊本県宇土市	1.00
	熊本県上天草市	1.00
	熊本県宇城市	1.00
	熊本県阿蘇市	1.00
	熊本県天草市	1.00
	熊本県合志市	1.00
	熊本県美里町	1.00
	熊本県玉東町	1.00
	熊本県南関町	1.00
	熊本県長洲町	1.00
	熊本県和水町	1.00
	熊本県大津町	0.83
	熊本県菊陽町	0.05
	熊本県南小国町	1.00
	熊本県小国町	1.00
	熊本県産山村	1.00
	熊本県高森町	1.00
	熊本県西原村	1.00
	熊本県南阿蘇村	1.00
	熊本県御船町	1.00
	熊本県嘉島町	1.00
	熊本県益城町	1.00
	熊本県甲佐町	1.00
	熊本県山都町	1.00
	熊本県氷川町	1.00
	熊本県芦北町	0.81

【工事】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

機密性 2

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データより算出(令和元年11月)
※「－」:集計除外 「0.00」:実績なし
「未導入」:低入札価格調査制度、最低制限価格制度をいずれも導入していない。
※1:低入基準価格+最低制限価格の実施件数が発注件数を上回るため、集計対象外

	機関名	設定状況 (H30件数ベース)
大分県	熊本県津奈木町	0.97
	熊本県錦町	0.00
	熊本県多良木町	1.00
	熊本県湯前町	1.00
	熊本県水上村	0.97
	熊本県相良村	1.00
	熊本県五木村	1.00
	熊本県山江村	1.00
	熊本県球磨村	0.54
	熊本県あさぎり町	1.00
	熊本県苓北町	1.00
	大分県	
	大分県地方公共団体全体	1.00
	大分県	1.00
	大分県市区町村全体	1.00
	大分県大分市	1.00
	大分県別府市	1.00
	大分県中津市	1.00
	大分県日田市	1.00
	大分県佐伯市	1.00
	大分県臼杵市	1.00
	大分県津久見市	1.00
	大分県竹田市	0.99
	大分県豊後高田市	1.00
	大分県杵築市	1.00
	大分県宇佐市	1.00
	大分県豊後大野市	1.00
	大分県由布市	1.00
	大分県国東市	1.00
	大分県姫島村	1.00
	大分県日出町	1.00
	大分県九重町	1.00
	大分県玖珠町	1.00
	宮崎県	
	宮崎県地方公共団体全体	0.98
	宮崎県	1.00
	宮崎県市区町村全体	0.98
	宮崎県宮崎市	1.00

【工事】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

機密性 2

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データより算出(令和元年11月)
※「ー」:集計除外 「0.00」:実績なし
「未導入」:低入札価格調査制度、最低制限価格制度をいずれも導入していない。
※1:低入基準価格+最低制限価格の実施件数が発注件数を上回るため、集計対象外

			機関名	設定状況 (H30件数ベース)
			宮崎県都城市	1.00
			宮崎県延岡市	1.00
			宮崎県日南市	1.00
			宮崎県小林市	1.00
			宮崎県日向市	1.00
			宮崎県串間市	1.00
			宮崎県西都市	0.99
			宮崎県えびの市	0.97
			宮崎県三股町	1.00
			宮崎県高原町	1.00
			宮崎県国富町	1.00
			宮崎県綾町	1.00
			宮崎県高鍋町	0.93
			宮崎県新富町	1.00
			宮崎県西米良村	0.95
			宮崎県木城町	0.54
			宮崎県川南町	0.17
			宮崎県都農町	1.00
			宮崎県門川町	1.00
			宮崎県諸塚村	1.00
			宮崎県椎葉村	1.00
			宮崎県美郷町	1.00
			宮崎県高千穂町	1.00
			宮崎県日之影町	1.00
			宮崎県五ヶ瀬町	1.00
鹿児島県				
		鹿児島県地方公共団体全体	0.90	
		鹿児島県	0.97	
		鹿児島県市区町村全体	0.85	
		鹿児島県鹿児島市	0.92	
		鹿児島県鹿屋市	1.00	
		鹿児島県枕崎市	1.00	
		鹿児島県阿久根市	1.00	
		鹿児島県出水市	0.77	
		鹿児島県指宿市	※1	
		鹿児島県西之表市	1.00	
		鹿児島県垂水市	0.97	
		鹿児島県薩摩川内市	0.88	

【工事】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

機密性 2

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データより算出(令和元年11月)
※「ー」:集計除外 「0.00」:実績なし
「未導入」:低入札価格調査制度、最低制限価格制度をいずれも導入していない。
※1:低入基準価格+最低制限価格の実施件数が発注件数を上回るため、集計対象外

			機関名	設定状況 (H30件数ベース)
			鹿児島県日置市	0.98
			鹿児島県曾於市	1.00
			鹿児島県霧島市	1.00
			鹿児島県いちき串木野市	1.00
			鹿児島県南さつま市	1.00
			鹿児島県志布志市	1.00
			鹿児島県奄美市	0.73
			鹿児島県南九州市	0.48
			鹿児島県伊佐市	1.00
			鹿児島県始良市	0.99
			鹿児島県三島村	1.00
			鹿児島県十島村	0.89
			鹿児島県さつま町	0.98
			鹿児島県長島町	0.00
			鹿児島県湧水町	1.00
			鹿児島県大崎町	1.00
			鹿児島県東串良町	0.94
			鹿児島県錦江町	1.00
			鹿児島県南大隅町	1.00
			鹿児島県肝付町	1.00
			鹿児島県中種子町	※1
			鹿児島県南種子町	1.00
			鹿児島県屋久島町	1.00
			鹿児島県大和村	
			鹿児島県宇検村	0.98
			鹿児島県瀬戸内町	0.00
			鹿児島県龍郷町	
			鹿児島県喜界町	1.00
			鹿児島県徳之島町	1.00
			鹿児島県天城町	0.00
			鹿児島県伊仙町	
			鹿児島県和泊町	
			鹿児島県知名町	1.00
			鹿児島県与論町	1.00

【業務】地域平準化率(履行期限の分散)

※第4四半期納期率：R1年度内に履行中の業務で第4四半期(1～3月)に完了する業務件数を年度の全件数(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)で除した値
 ※「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)にて集計(データ抽出時点:令和2年5月1日)
 ※「ー」:登録業務なし 「0.00」:第4四半期(1～3月)に完了業務なし

	機関名	第4四半期 納期率 (R1件数 ベース)
九州		0.47
	国	0.55
	国土交通省 九州地方整備局	0.58
	農林水産省 九州農政局	-
	警察庁 九州管区警察局	-
	財務省 九州財務局	-
	財務省 門司税関	-
	財務省 長崎税関	-
	国税庁 福岡国税局	-
	国税庁 熊本国税局	-
	経済産業省 九州経済産業局	-
	国土交通省 九州運輸局	-
	福岡高等裁判所	-
	海上保安庁 第七管区海上保安本部	0.33
	海上保安庁 第十管区海上保安本部	1.00
	環境省 九州地方環境事務所	0.82
	財務省 福岡財務支局	0.00
	防衛省 九州防衛局	0.34
	林野庁 九州森林管理局	0.30
	西日本高速道路(株)九州支社	0.45
	(独)国立文化財機構 九州国立博物館	-
	独立行政法人 水資源機構	0.58
	独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支部	0.00
	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九州新幹線建設局	0.17
	独立行政法人 都市再生機構 九州支社	0.43
	福岡北九州高速道路公社	0.70
	日本下水道事業団 九州総合事務所	1.00
	福岡県地方公共団体全体	0.53
	福岡県	0.52
	政令市	0.55
	福岡県北九州市	0.48
	福岡県福岡市	0.63
	佐賀県地方公共団体全体	0.44
	佐賀県	0.44
	長崎県地方公共団体全体	0.52
	長崎県	0.52

【業務】地域平準化率(履行期限の分散)

※第4四半期納期率：R1年度内に履行中の業務で第4四半期(1～3月)に完了する業務件数を年度の全件数(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)で除した値
 ※「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)にて集計(データ抽出時点:令和2年5月1日)
 ※「ー」:登録業務なし 「0.00」:第4四半期(1～3月)に完了業務なし

	機関名	第4四半期 納期率 (R1件数 ベース)
	熊本県地方公共団体全体	0.49
	熊本県	0.47
	熊本県市区町村全体	0.58
	熊本県熊本市	0.58
	大分県地方公共団体全体	0.40
	大分県	0.40
	宮崎県地方公共団体全体	0.35
	宮崎県	0.35
	鹿児島県地方公共団体全体	0.41
	鹿児島県	0.41

【業務】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

機密性 2

※「令和元年度 発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」データを活用により算出(平成31年3月31日時点)

※「ー」:集計除外 「0.00」:実績なし

「未集計」:ダンピング対策を導入しているが、集計がされていない地方自治体

	機関名	設定状況 (H30件数ベース)
九州		0.50
福岡県		0.15
	福岡県地方公共団体全体	0.15
	福岡県	0.00
	政令市	1.00
	福岡県北九州市	未集計
	福岡県福岡市	1.00
佐賀県		0.99
	佐賀県地方公共団体全体	0.99
	佐賀県	0.99
長崎県		0.90
	長崎県地方公共団体全体	0.90
	長崎県	0.90
熊本県		1.00
	熊本県地方公共団体全体	1.00
	熊本県	1.00
	熊本県市区町村全体	1.00
	熊本県熊本市	1.00
大分県		0.00
	大分県地方公共団体全体	0.00
	大分県	0.00
宮崎県		0.93
	宮崎県地方公共団体全体	0.93
	宮崎県	0.93
鹿児島県		未集計
	鹿児島県地方公共団体全体	未集計
	鹿児島県	未集計

工事

①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事において、最新の積算基準の適用割合

②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事に対する適切な設計変更を実施するためのガイドライン等の策定率

測量、調査及び設計（業務）

①ウィークリースタンスの実施

国等・都道府県・市区町村の発注業務において、ウィークリースタンスの適用割合
(特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置づけているか否かを確認予定)

※ウィークリースタンスとは

業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

九州独自指標におけるR6目標値

指標分類		九州ブロック方針	目標値（R6）
工事	《指標①》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）		
	【適用・対応率（αの機関数／全機関数）】 a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用するように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける適用・対応率1.00を目指す。
業務	《指標②》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況		
	【策定・活用率（αの機関数／全機関数）】 a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける策定・活用率1.00を目指す。
業務	《指標③》 ウィークリースタンスの実施		
	【実施率（αの機関数／全機関数）】 a：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けている b：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けていない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で、ウィークリースタンスの実施を位置付けるように改善を図る。 ※災害等の緊急を要する業務については対象外とする。	R6年度までに九州ブロックにおける実施率1.00を目指す。

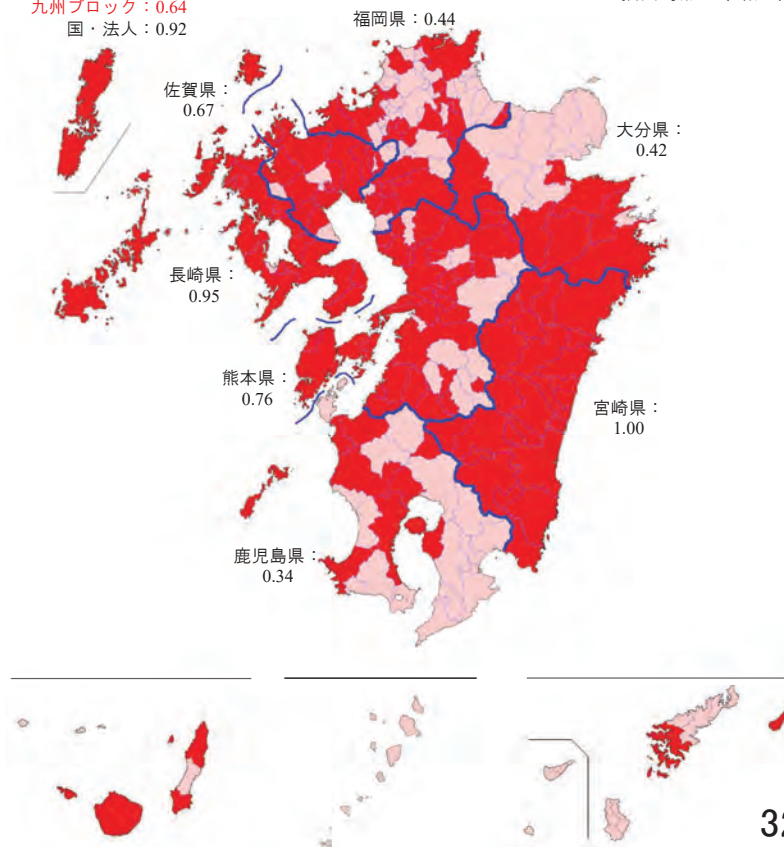
【R1実績値】最新の積算基準の適用・対応率(工事)

凡例
 : (a) 最新の積算基準を適用し、かつ基準範囲外の場合の要領を整備し活用
 : (b) 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない
 : (c) その他

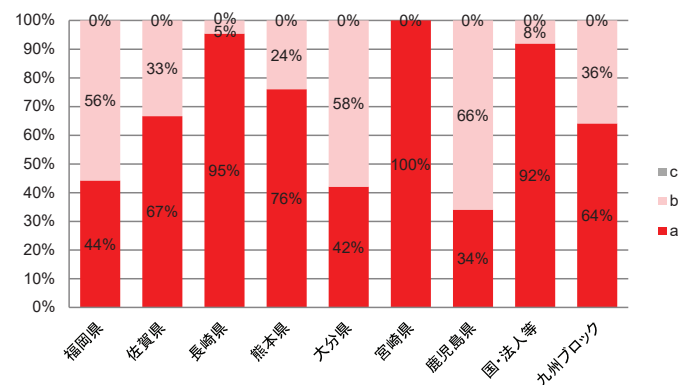
※適用・対応率(aの機関数／全機関数)

九州ブロック : 0.64
国・法人 : 0.92

※データ抽出時点：令和2年3月末



機関種別	適用・対応率 (R1実績値)	対象範囲
国・法人	0.92	国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等26機関
福岡県	0.44	県、2政令市、58市町村
佐賀県	0.67	県、20市町
長崎県	0.95	県、21市町
熊本県	0.76	県、1政令市、44市町村
大分県	0.42	県、18市町村
宮崎県	1.00	県、26市町村
鹿児島県	0.34	県、43市町村



32

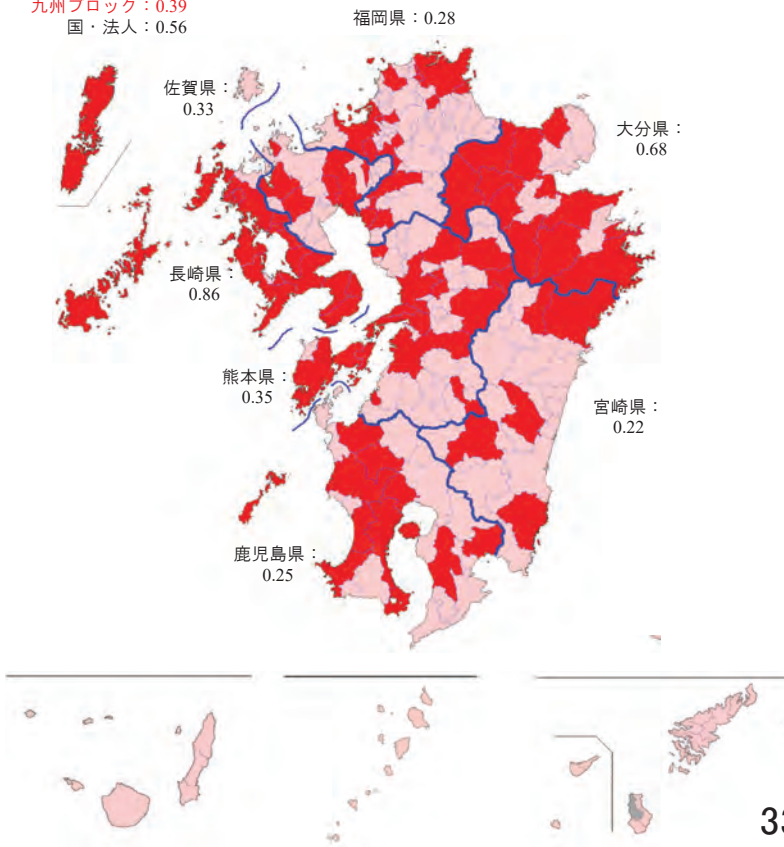
【R1実績値】設計変更ガイドラインの策定・活用率(工事)

凡例
 : (a) ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
 : (b) 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
 : (c) 設計変更を実施していない

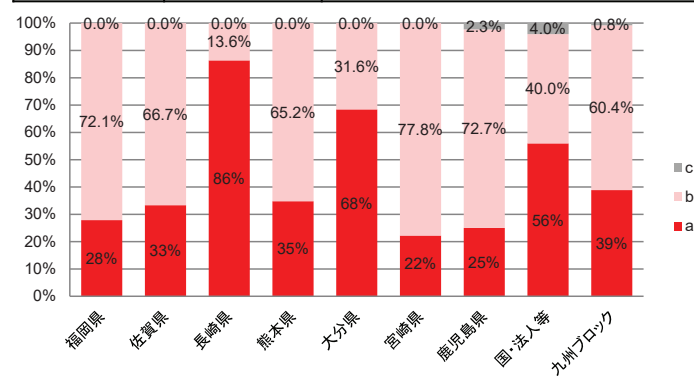
※策定・活用率(aの機関数／全機関数)

九州ブロック : 0.39
国・法人 : 0.56

※データ抽出時点：令和2年3月末



機関種別	策定・活用率 (R1実績値)	対象範囲
国・法人	0.56	国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等26機関
福岡県	0.28	県、2政令市、58市町村
佐賀県	0.33	県、20市町
長崎県	0.86	県、21市町
熊本県	0.35	県、1政令市、44市町村
大分県	0.68	県、18市町村
宮崎県	0.22	県、26市町村
鹿児島県	0.25	県、43市町村

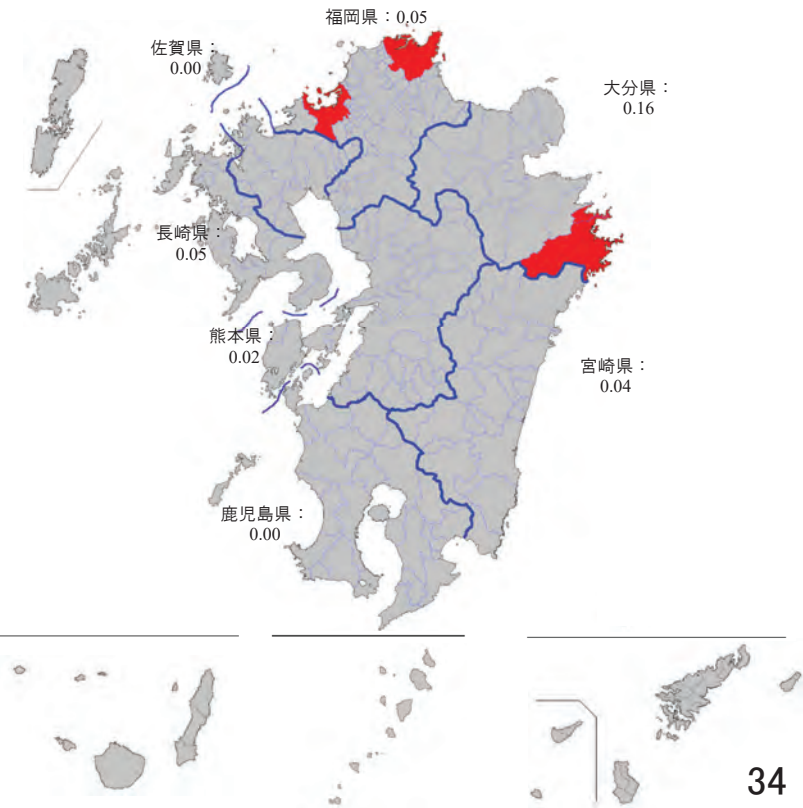


33

凡例
■ : (a) ウィークリースタンスの実施を位置づけている
■ : (b) ウィークリースタンスの実施を位置づけていない

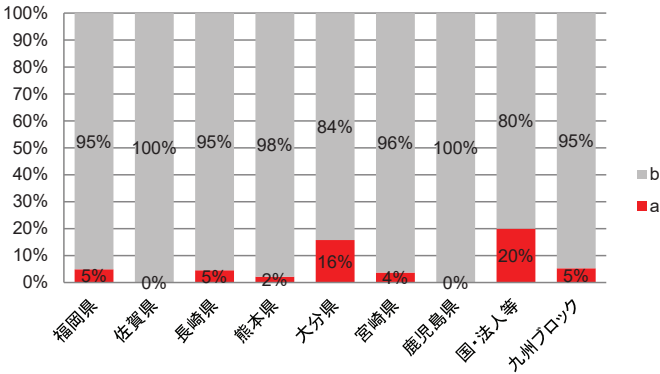
九州ブロック : 0.05
国・法人 : 0.20

※データ抽出時点 : 令和2年3月末



※策定率(aの機関数／全機関数)

機関種別	策定率 (R1実績値)	対象範囲
国・法人	0.20	国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等26機関
福岡県	0.05	県、2政令市、58市町村
佐賀県	0.00	県、20市町
長崎県	0.05	県、21市町
熊本県	0.02	県、1政令市、44市町村
大分県	0.16	県、18市町村
宮崎県	0.04	県、26市町村
鹿児島県	0.00	県、43市町村



[福岡県]

機関種別	機関名	指標①： 機算基準	指標②： 設計要案ガイドライン の策定活用状況	指標③： ウィークリースタンスの実施 （業務）
		令和2年3月末時点	令和2年3月末時点	令和2年3月末時点
福岡県	福岡県	a	a	a
福岡県	北九州市	a	a	a
福岡県	福岡市	a	a	a
福岡県	大牟田市	b	b	b
福岡県	久留米市	a	a	b
福岡県	直方市	b	b	b
福岡県	飯塚市	b	b	b
福岡県	田川市	a	b	b
福岡県	柳川市	a	a	b
福岡県	八女市	a	b	b
福岡県	筑後市	a	b	b
福岡県	大川市	b	b	b
福岡県	行橋市	b	b	b
福岡県	豊前市	b	b	b
福岡県	中間市	a	a	b
福岡県	小都市	b	a	b
福岡県	筑紫野市	a	a	b
福岡県	春日市	b	b	b
福岡県	大野城市	b	b	b
福岡県	宗像市	a	a	b
福岡県	太宰府市	a	b	b
福岡県	古賀市	b	b	b
福岡県	福岡市	b	b	b
福岡県	うきは市	b	b	b
福岡県	宮若市	b	b	b
福岡県	嘉麻市	a	b	b
福岡県	朝倉市	b	b	b
福岡県	みやま市	a	a	b
福岡県	糸島市	a	b	b
福岡県	那珂川町	b	a	b
福岡県	宇美町	b	b	b
福岡県	篠栗町	b	a	b
福岡県	志免町	b	b	b
福岡県	須恵町	b	b	b
福岡県	新宮町	b	b	b
福岡県	久山町	a	b	b
福岡県	粕屋町	b	a	b
福岡県	芦屋町	a	b	b
福岡県	水巻町	b	a	b
福岡県	岡垣町	b	b	b
福岡県	遠賀町	b	b	b
福岡県	小竹町	b	b	b
福岡県	鞍手町	b	b	b
福岡県	桂川町	b	b	b
福岡県	筑前町	a	b	b
福岡県	東峰村	a	b	b
福岡県	大刀洗町	b	b	b
福岡県	大木町	a	a	b
福岡県	広川町	a	b	b
福岡県	香春町	b	b	b
福岡県	添田町	a	b	b
福岡県	糸田町	b	b	b
福岡県	川崎町	b	b	b
福岡県	大任町	a	b	b
福岡県	赤村	a	b	b
福岡県	櫛智町	a	a	b
福岡県	苅田町	b	a	b
福岡県	みやこ町	b	b	b
福岡県	吉富町	a	b	b
福岡県	上毛町	a	b	b
福岡県	藤上町	b	b	b
計	a	27	17	3
	b	34	44	58
	c	0	0	
		61	61	61

[佐賀県]

機関種別	機関名	指標①： 機算基準	指標②： 設計要案ガイドライン の策定活用状況	指標③： ウィークリースタンスの実施 （業務）
		令和2年3月末時点	令和2年3月末時点	令和2年3月末時点
佐賀県	佐賀県	a	a	b
佐賀県	佐賀市	a	a	b
佐賀県	唐津市	a	b	b
佐賀県	鳥栖市	b	b	b
佐賀県	多久市	b	b	b
佐賀県	伊万里市	a	a	b
佐賀県	武雄市	a	a	b
佐賀県	唐島市	a	b	b
佐賀県	小城市	a	a	b
佐賀県	糟野市	a	b	b
佐賀県	神埼市	a	b	b
佐賀県	吉野ヶ里町	a	a	b
佐賀県	基山町	b	b	b
佐賀県	上峰町	b	b	b
佐賀県	みやき町	a	b	b
佐賀県	玄海町	a	a	b
佐賀県	有田町	b	b	b
佐賀県	大町町	b	b	b
佐賀県	江北町	a	b	b
佐賀県	白石町	a	b	b
佐賀県	太良町	b	b	b
計	a	14	7	0
	b	7	14	21
	c	0	0	
		21	21	21

[長崎県]

機関種別	機関名	指標①： 機算基準	指標②： 設計重要ガイドライン の策定活用状況	指標③： ウィークリーシステムの実施 (業務)
		令和2年3月末時点	令和2年3月末時点	令和2年3月末時点
長崎県	長崎県	a	a	a
長崎県	長崎市	a	a	b
長崎県	佐世保市	a	a	b
長崎県	島原市	a	a	b
長崎県	諫早市	a	a	b
長崎県	大村市	a	a	b
長崎県	平戸市	a	a	b
長崎県	松浦市	a	b	b
長崎県	対馬市	a	a	b
長崎県	壱岐市	a	b	b
長崎県	五島市	a	a	b
長崎県	西海市	a	a	b
長崎県	雲仙市	a	a	b
長崎県	南島原市	a	a	b
長崎県	長与町	a	a	b
長崎県	時津町	b	b	b
長崎県	東彼杵町	a	a	b
長崎県	川棚町	a	a	b
長崎県	波佐見町	a	a	b
長崎県	小値賀町	a	a	b
長崎県	佐々町	a	a	b
長崎県	新上五島町	a	a	b
計	a	21	19	1
	b	1	3	21
	c	0	0	
		22	22	22

[熊本県]

機関種別	機関名	指標①： 機算基準	指標②： 設計重要ガイドライン の策定活用状況	指標③： ウィークリーシステムの実施 (業務)
		令和2年3月末時点	令和2年3月末時点	令和2年3月末時点
熊本県	熊本県	a	a	a
熊本県	熊本市	a	a	b
熊本県	八代市	a	a	b
熊本県	人吉市	a	b	b
熊本県	荒尾市	a	a	b
熊本県	水俣市	a	b	b
熊本県	玉名市	a	b	b
熊本県	山鹿市	a	b	b
熊本県	菊池市	a	a	b
熊本県	宇土市	a	a	b
熊本県	上天草市	a	a	b
熊本県	宇城市	a	a	b
熊本県	阿蘇市	a	a	b
熊本県	天草市	a	a	b
熊本県	合志市	a	b	b
熊本県	奥里町	a	b	b
熊本県	玉東町	a	b	b
熊本県	南関町	a	b	b
熊本県	長洲町	a	b	b
熊本県	和水町	b	b	b
熊本県	大津町	b	b	b
熊本県	菊陽町	b	a	b
熊本県	南小国町	a	b	b
熊本県	小国町	a	b	b
熊本県	産山村	a	b	b
熊本県	高森町	b	a	b
熊本県	西原村	a	b	b
熊本県	南阿蘇村	a	b	b
熊本県	御船町	a	b	b
熊本県	嘉島町	a	b	b
熊本県	益城町	a	a	b
熊本県	甲佐町	a	b	b
熊本県	山都町	b	a	b
熊本県	水川町	b	b	b
熊本県	芦北町	a	b	b
熊本県	津南木町	a	a	b
熊本県	錦町	a	b	b
熊本県	多良木町	b	a	b
熊本県	湯前町	a	b	b
熊本県	水上村	b	b	b
熊本県	相良村	a	b	b
熊本県	五木村	b	b	b
熊本県	山江村	b	b	b
熊本県	球磨村	a	b	b
熊本県	あさぎり町	b	b	b
熊本県	苓北町	a	b	b
計	a	35	16	1
	b	11	30	45
	c	0	0	
		46	46	46

[大分県]

機関種別	機関名	指標①： 機算基準	指標②： 設計需要ガイドライン の策定活用状況	指標③： ウィークリースタンスの実施 (業務)
		令和2年3月末時点	令和2年3月末時点	令和2年3月末時点
大分県	大分県	a	a	a
大分県	大分市	a	a	b
大分県	別府市	a	a	b
大分県	中津市	b	a	b
大分県	日田市	a	a	b
大分県	佐伯市	a	a	a
大分県	臼杵市	a	b	b
大分県	津久見市	b	a	a
大分県	竹田市	a	a	b
大分県	豊後高田市	b	a	b
大分県	杵築市	b	b	b
大分県	宇佐市	b	a	b
大分県	豊後大野市	a	a	b
大分県	由布市	b	b	b
大分県	国東市	b	b	b
大分県	姫島村	b	b	b
大分県	日出町	b	b	b
大分県	九重町	b	a	b
大分県	玖珠町	b	a	b
計	a	8	13	3
	b	11	6	16
	c	0	0	
		19	19	19

[宮崎県]

機関種別	機関名	指標①： 機算基準	指標②： 設計需要ガイドライン の策定活用状況	指標③： ウィークリースタンスの実施 (業務)
		令和2年3月末時点	令和2年3月末時点	令和2年3月末時点
宮崎県	宮崎県	a	a	a
宮崎県	宮崎市	a	b	b
宮崎県	都城市	a	b	b
宮崎県	延岡市	a	a	b
宮崎県	日南市	a	a	b
宮崎県	小林市	a	a	b
宮崎県	日向市	a	b	b
宮崎県	串間市	a	b	b
宮崎県	西都市	a	a	b
宮崎県	えびの市	a	b	b
宮崎県	三股町	a	b	b
宮崎県	高原町	a	b	b
宮崎県	国富町	a	b	b
宮崎県	緑町	a	b	b
宮崎県	高鍋町	a	b	b
宮崎県	新富町	a	b	b
宮崎県	西米良村	a	b	b
宮崎県	木城町	a	b	b
宮崎県	川南町	a	b	b
宮崎県	都農町	a	b	b
宮崎県	門川町	a	b	b
宮崎県	諸塚村	a	b	b
宮崎県	椎葉村	a	b	b
宮崎県	奥都町	a	b	b
宮崎県	高千穂町	a	b	b
宮崎県	日之影町	a	a	b
宮崎県	五ヶ瀬町	a	b	b
計	a	27	6	1
	b	0	21	26
	c	0	0	
		27	27	27

〔鹿児島県〕

機関種別	機関名	指標①： 機算基準	指標②： 設計重要ガイドライン の策定活用状況	指標③： ウィークリーシステムの実施 （業務）
		令和2年3月末時点	令和2年3月末時点	令和2年3月末時点
鹿児島県	鹿児島県	a	a	b
鹿児島県	鹿児島市	a	a	b
鹿児島県	鹿屋市	b	a	b
鹿児島県	枕崎市	b	b	b
鹿児島県	阿久根市	a	b	b
鹿児島県	出水市	a	a	b
鹿児島県	指宿市	b	a	b
鹿児島県	西之表市	a	b	b
鹿児島県	墨水市	a	b	b
鹿児島県	薩摩川内市	a	a	b
鹿児島県	日置市	b	a	b
鹿児島県	曾於市	b	b	b
鹿児島県	霧島市	b	b	b
鹿児島県	いちき串木野市	b	b	b
鹿児島県	南さつま市	a	a	b
鹿児島県	志布志市	b	a	b
鹿児島県	奄美市	b	b	b
鹿児島県	南九州市	b	b	b
鹿児島県	伊佐市	b	b	b
鹿児島県	姶良市	a	a	b
鹿児島県	三島村	b	b	b
鹿児島県	十島村	b	b	b
鹿児島県	さつま町	b	a	b
鹿児島県	長島町	b	b	b
鹿児島県	湧水町	a	b	b
鹿児島県	大崎町	b	b	b
鹿児島県	東串良町	b	b	b
鹿児島県	錦江町	b	b	b
鹿児島県	南大隅町	b	b	b
鹿児島県	肝付町	b	b	b
鹿児島県	中種子町	b	b	b
鹿児島県	南種子町	a	b	b
鹿児島県	鹿久島町	a	b	b
鹿児島県	大和村	b	b	b
鹿児島県	宇城村	a	b	b
鹿児島県	瀬戸内町	a	b	b
鹿児島県	龍郷町	b	b	b
鹿児島県	喜界町	a	b	b
鹿児島県	徳之島町	b	b	b
鹿児島県	天城町	b	c	b
鹿児島県	伊仙町	b	b	b
鹿児島県	和泊町	b	b	b
鹿児島県	知名町	b	b	b
鹿児島県	与論町	b	b	b
計	a	15	11	0
	b	29	32	44
	c	0	1	
		44	44	44

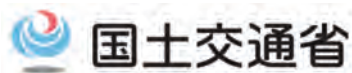
〔国、法人等〕

機関種別	機関名	指標①： 機算基準	指標②： 設計重要ガイドライン の策定活用状況	指標③： ウィークリーシステムの実施 （業務）
		令和2年3月末時点	令和2年3月末時点	令和2年3月末時点
国	国土交通省 九州地方整備局	a	a	a
国	警察庁 九州管区警察局	a	b	b
国	財務省 九州財務局	b	b	b
国	財務省 福岡財務支局	a	b	b
国	財務省 門司税関	a	b	b
国	財務省 長崎税関	b	b	b
国	財務省 国税庁 福岡国税局	a	a	b
国	財務省 国税庁 熊本国税局	a	b	b
国	農林水産省 九州農政局	a	a	a
国	農林水産省 林野庁 九州森林管理局	a	a	b
国	経済産業省 九州経済産業局	発注無し	発注無し	発注無し
国	国土交通省 九州運輸局	a	c	b
国	国土交通省 大阪航空局	a	a	b
国	国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	a	b	b
国	国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	a	b	b
国	福岡県 九州地方環境事務所	a	a	b
国	防衛省 九州防衛局	a	a	b
国	福岡高等裁判所	a	b	b
法人等	西日本高速道路(株) 九州支社	a	a	a
法人等	(独)国立文化財機構 九州国立博物館	a	a	b
法人等	(独)鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局	a	a	b
法人等	(独)都市再生機構 九州支社	a	a	b
法人等	(独)水資源機構 筑後川局	a	a	a
法人等	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支館	a	b	b
法人等	(独)日本下水道事業団 九州総合事務所	a	a	b
法人等	福岡北九州高速道路公社	a	a	a
計	a	23	14	5
	b	2	10	20
	c	0	1	
		25	25	25
発注無し		1	1	1

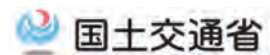
新たな取組指標について

令和3年8月

国土交通省 九州地方整備局 技術管理課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



1. 新・全国統一指標

◆工事

- ①地域平準化率（施工時期の平準化）
- ②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

◆業務

- ①地域平準化率（履行期限の分散）
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

2. 九州独自指標

◆工事

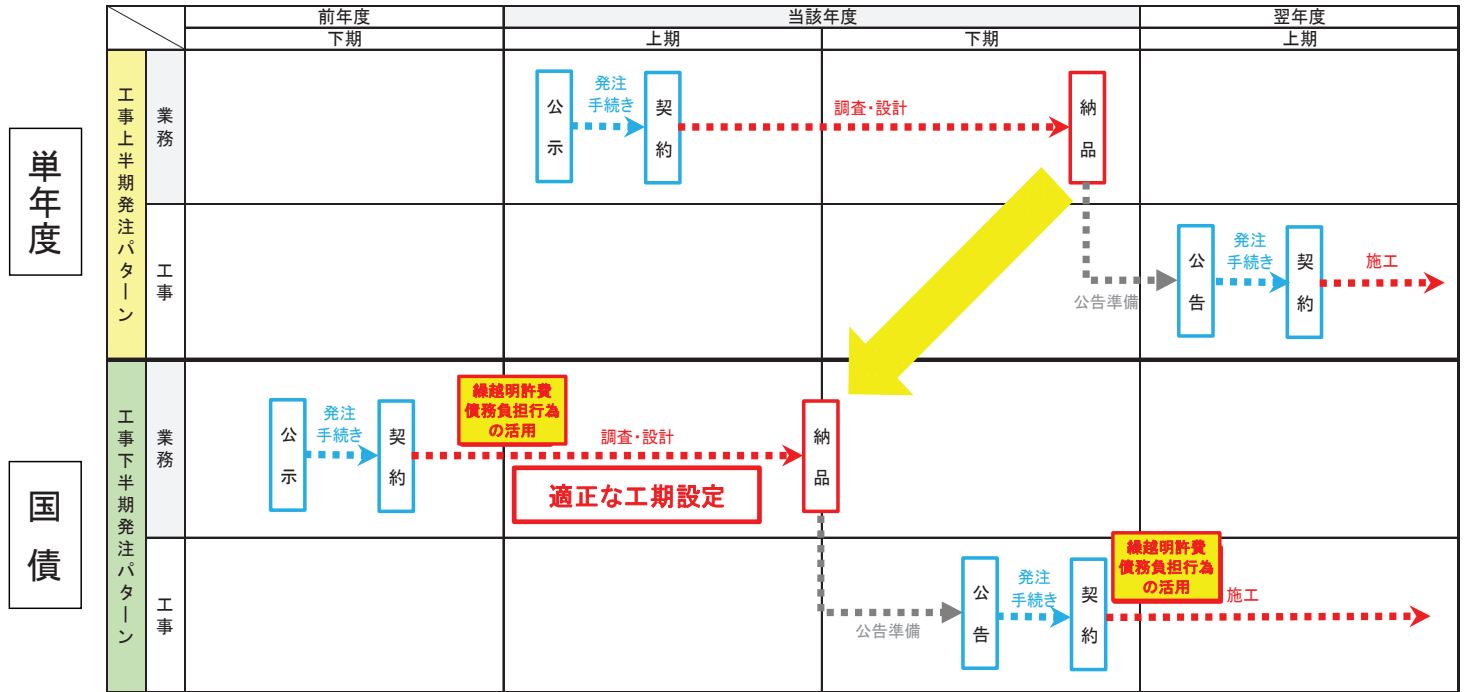
- ①最新の積算基準の適用条件及び基準対象外の際の対応状況
- ②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆業務

- ①ウィークリースタンスの実施

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。
 具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

発注・施行時期の平準化のイメージ

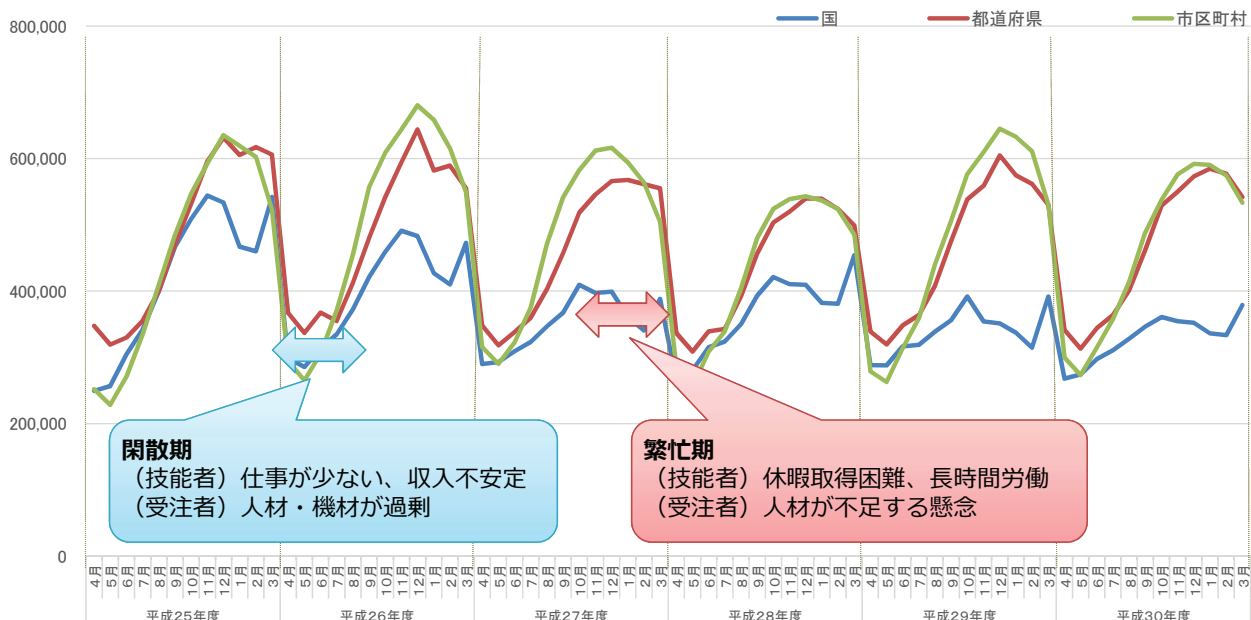


1. 施工時期の平準化の必要性

- 公共工事においては、年度内の時期において、工事量の繁閑に大きな差が生じるため、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障が生じています。
- 年度内の工事量を平準化することにより、経営の安定化や、人材・資機材の効率的な運用を図ることが必要です。

(単位：百万円)

公共工事における工事出来高の状況



- 政府全体において働き方改革が推進され、令和6年度から建設業にも労働時間規制が本格適用される中、昨年6月に新・担い手3法が成立し、品確法において施工時期の平準化が発注者責務として明記されるとともに、入契法においても平準化について規定され、平準化の取組が地方公共団体等の努力義務とされました。
- 公共工事については、通常、予算の単年度主義に基づき、年度ごとの予算により事業執行を行っていることから、年度初めに工事が少なくなる一方、年度の半ばから後半にかけて工事が多くなる傾向にあります。
- 工事量の繁閑に大きな差が生じることで、工事の閑散期である4～6月においては、仕事が不足し、公共工事の従事者の処遇に悪影響が出る可能性が懸念される一方、繁忙期である1～3月においては、仕事量が増大することにより、公共工事の従事者の長時間労働や休暇取得への支障などに繋がります。
- また、資機材についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には資機材の需要が高く、円滑な調達が困難になる等の弊害が見受けられます。
- そのため、「施工時期の平準化」により、年度内の工事量の繁閑の差をできるだけ小さくし、年間を通じた工事が安定すれば、
 - ・受注者として人材・資機材の実働日数の向上による経営の健全化、労働者の処遇改善等
 - ・建設業で働く技能者として長時間労働の是正、休日の確保等
 - ・発注者として入札の不調・不発対策、担い手確保等
 - ・行政（地域）として地域の社会資本の品質確保、建設機械の保有促進による災害への対応力向上等
 が効果として期待されます。

※さしすせそ事例集【第4版】より

施工時期の平準化による効果

建設業者（受注者）に期待される効果

- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や資機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

技能者に期待される効果

- 繁忙期への工事集中を回避することによる長時間労働の是正や休日の確保等の処遇改善
- 仕事量が安定することによる日給月給で働く技能労働者の安定的な雇用の確保、給与の安定

発注者に期待される効果

- 入札不調・不発の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 繁閑の差が解消されることによる発注担当職員等の事務作業の負担軽減

行政（地域）に期待される効果

- 建設業者の経営安定化により、地域の社会資本の品質確保が見込まれる
- 建設機械の保有が促進されることによる災害への対応力の向上
- 年度末の工事集中の回避

○平準化を進めるに当たっては、以下の㊟～㊿の取組が有効であると考えられます。

- ㊟ 債務負担行為の活用、㊿ 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、㊿ 速やかな繰越手続
- ㊿ 積算の前倒し、㊿ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。
※ さしすせそ事例集【第4版】よ

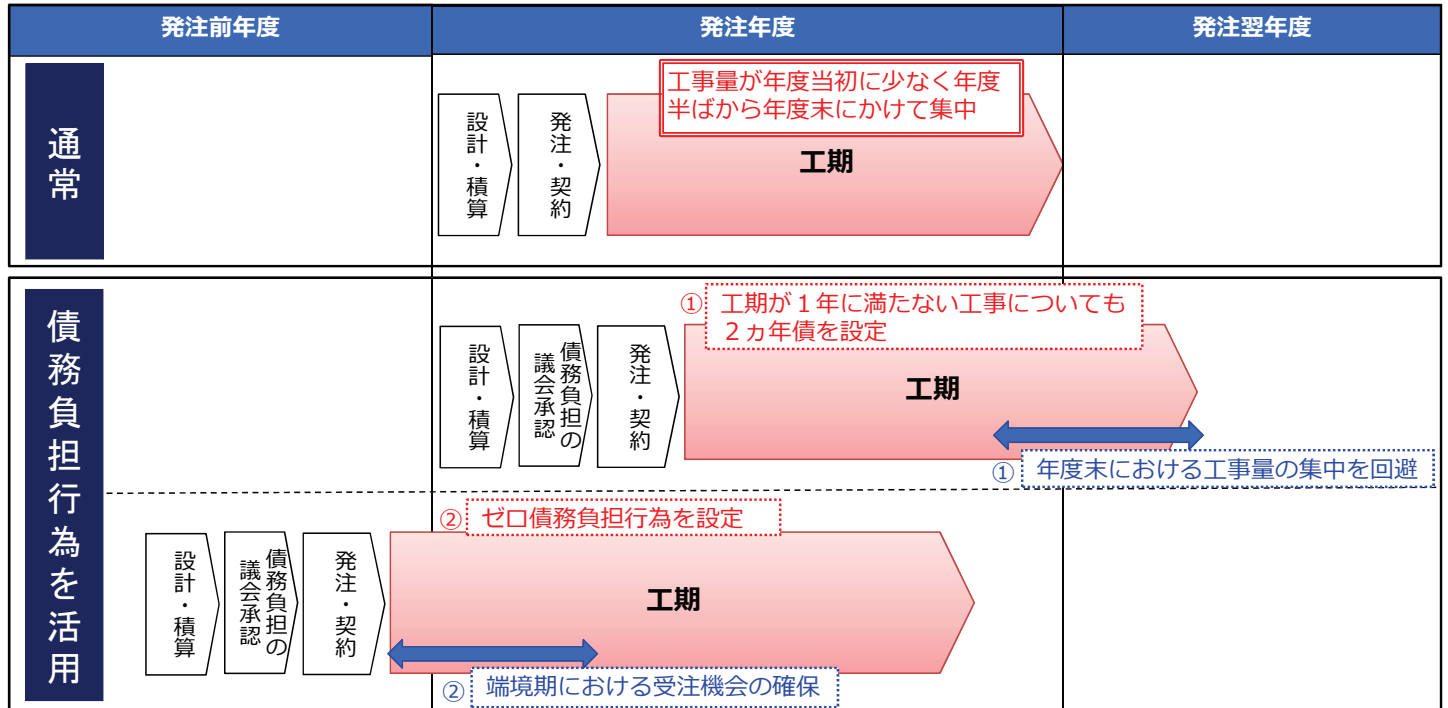
施工時期の平準化 これまでの経緯

これまでの経緯

- H26.6 ・品確法において、発注者の責務として「計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。」が規定
- H27.1 ・品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（以下、運用指針という。）」において、発注者に対し、施工時期の平準化に努めることを規定
- R1.6 ・改正品確法において、発注者の責務として、「公共工事等の実施の時期の平準化」を規定
・改正入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」
- R1.10 ・改正品確法の理念を現場で実現するため、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を改正し、施工時期の平準化に向けた債務負担行為の活用等による、翌年度にわたる工期設定等を明記
- R1.10 ・改正入契法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を改正し、債務負担行為の積極的な活用をはじめ、平準化の更なる取組を明記。それを踏まえ、総務省と連名で都道府県、市区町村に対し取組を要請
- R2.1 ・改正品確法に基づき、発注者共通の指針である運用指針を改定し、平準化の取組強化を位置づけ
- R2.12 九州ブロック発注者協議会において、地域平準化率のR6年度目標値0.8を設定

- ①年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない工事についても2カ年債を設定すること
- ②端境期における受注機会の確保を図る観点から、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定すること

により、工事量の偏りが分散し、平準化に寄与することとなります。



※さしすせそ事例集【第4版】より

社会資本総合交付金事業における債務負担行為の活用（H28.2通知）

○事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
 （過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。）

※「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）

【債務負担行為の活用の例】

二カ年県債の活用

単年度で実施

H28年度工事
県費 (200)
国費

債務負担行為の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	(180)
国費	10	

例：12月議会上程 県債務負担行為の設定（H27-28）

交付金示達後

	H27年度工事	H28年度工事
県費	10	90
国費	10	90

ゼロ県債の活用

	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	(200)
国費	0	

例：12月議会上程 県債務負担行為の設定（H27-28）

交付金示達後

	H27年度工事	H28年度工事
県費	0	100
国費	0	100

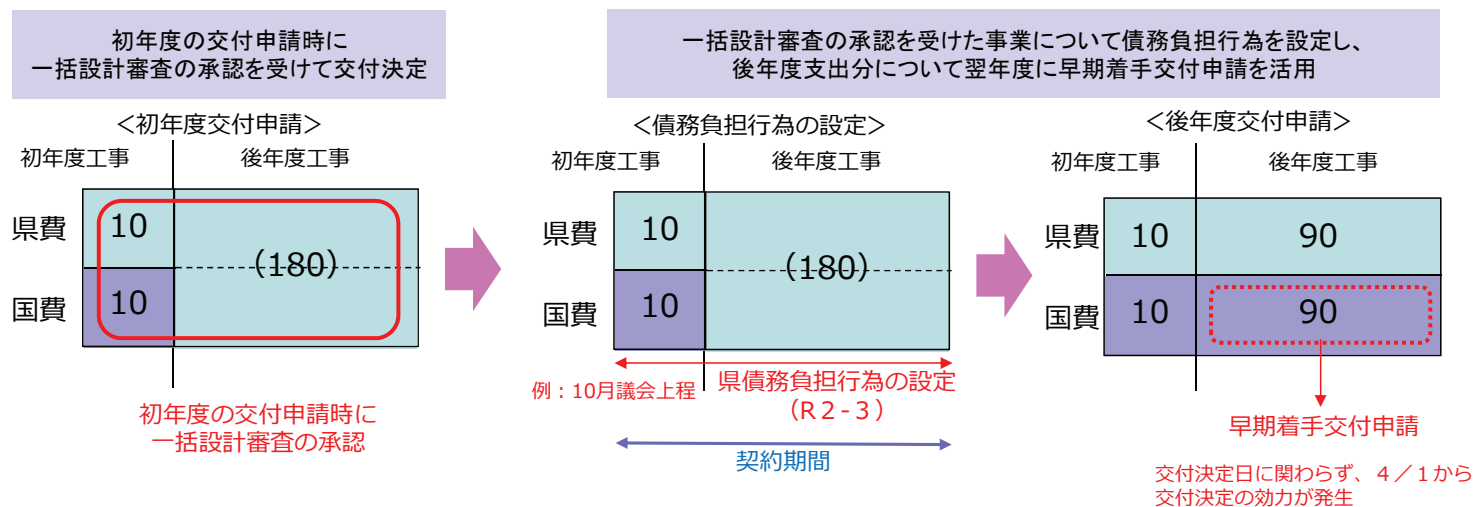
※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。

※さしすせそ事例集【第4版】より

平準化に資するための社会資本整備総合交付金事業に係る債務負担行為等の活用（R2.3 通知）

- 社会資本整備総合整備計画に係る交付金事業については、地方公共団体による債務負担行為の設定（H28.2通知）のほか、早期着手交付申請や一括設計審査を実施することが可能。
- たとえば、初年度の交付申請時に一括設計審査の承認を受けて交付決定される事業について、地方公共団体による債務負担行為を設定して事業の契約を行い、その後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用することは、切れ目ない事業執行のみならず、施工時期の平準化に資する

※「社会資本総合整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」（令和2年3月31日付け総行第93号・国土入企第55号）



（参考）一括設計審査

○交付金を充てて施行しようとする要素事業において、施行上設計を分割することが困難なもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、2か年以上にわたる工事については、初年度にまとめて設計審査を受けることが可能

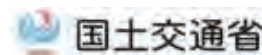
（参考）早期着手交付申請

○真にやむをえない理由がある場合には、交付決定日に関わらず、その効力を4月1日から生じさせることが可能

（例）・一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業
・適正工期の確保のため早期着手が必要な事業等

※さしすせそ事例集【第4版】より

3. 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）



余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

国土交通省における余裕期間制度

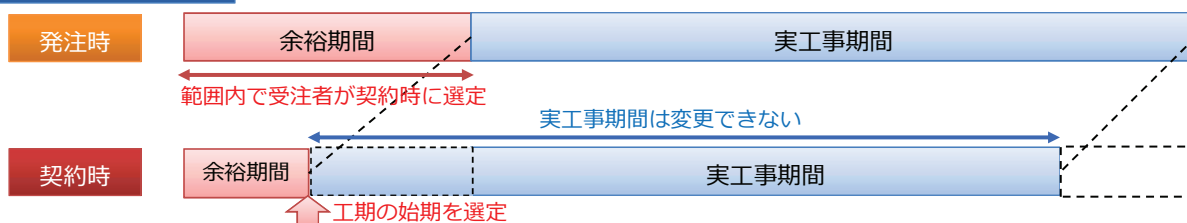
発注者指定方式

余裕期間を設けて工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



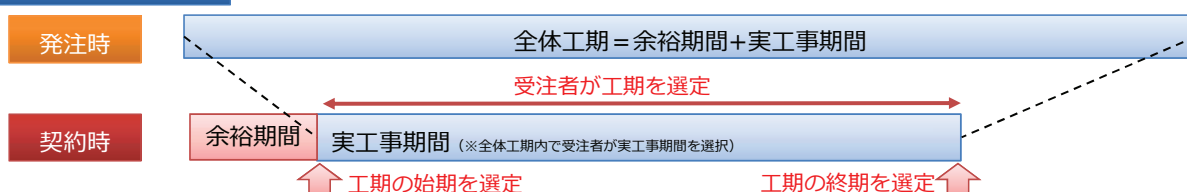
任意着手方式

受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



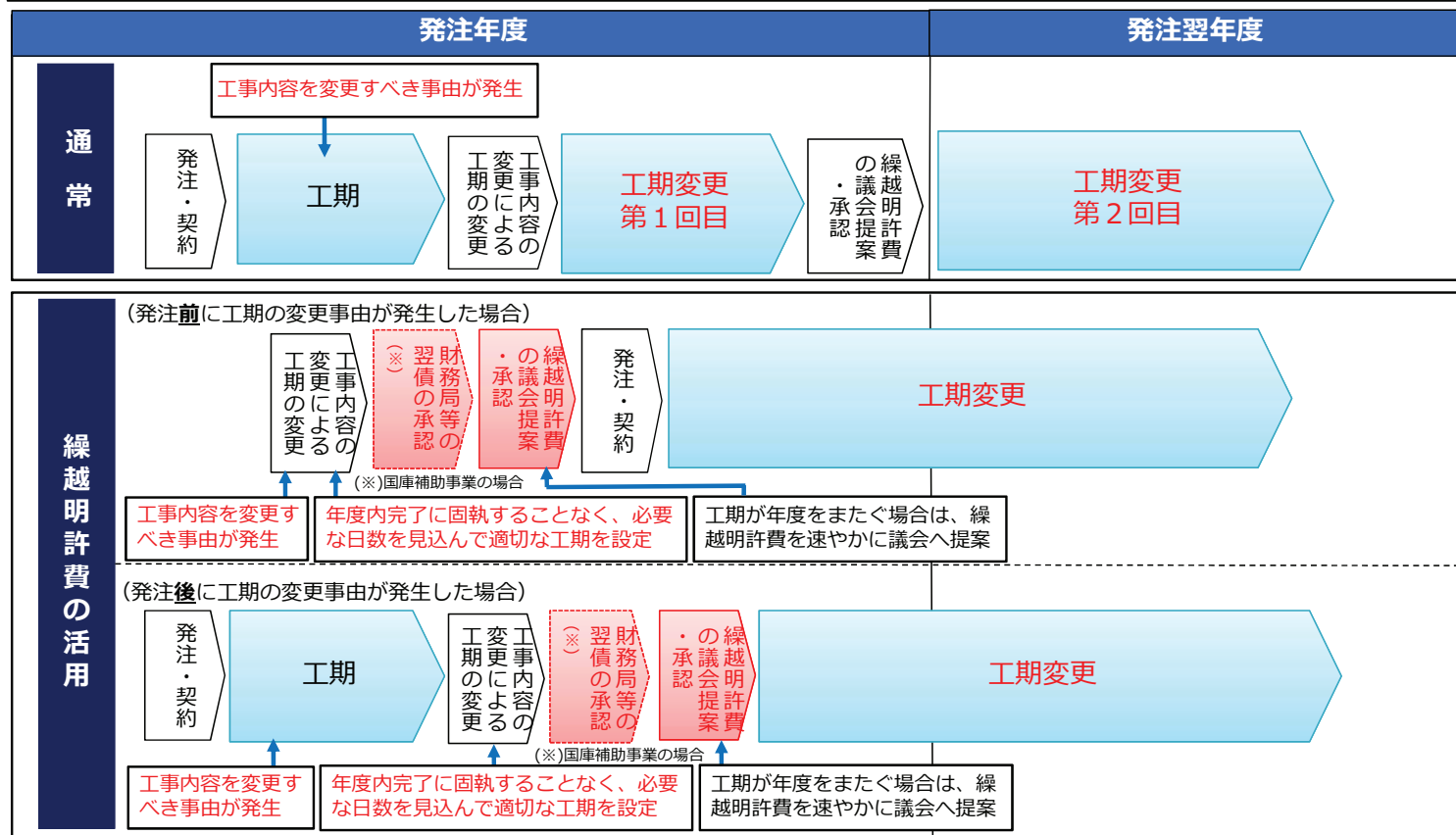
フレックス方式

受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



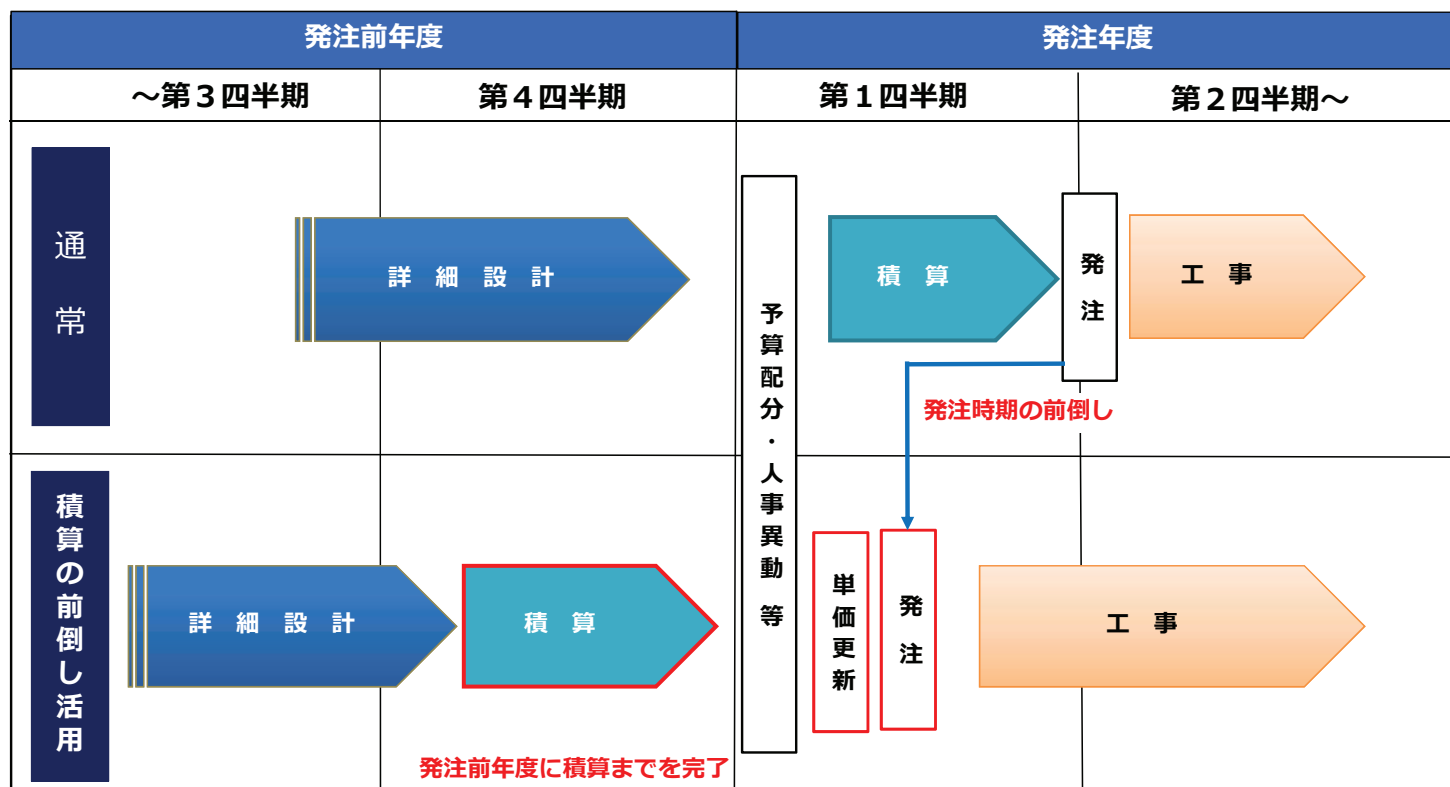
- 余裕期間の長さ：6ヶ月を超えない範囲
- 技術者の配置：
 - 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
 - 実工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。



5. 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。



年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。また、発注の見通しを公表することにより、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

具体的な市区町村取組例（発注見通しを公表している市の例）



令和2年度建設工事発注予定（4月7日更新）

令和2年度 発注見通し表（第1四半期）

番号	工事名	工事箇所	工事概要	業種	入札予定月	工事期間（月数）	入札方法
1	令和2年度 道路橋梁維持事業 市道橋梁1線20号線橋梁補修工事	橋梁	アスファルト舗装工 L=190m W=8.5m	舗装工事	4	4	競争入札
2	令和2年度 道路橋梁維持事業 市道橋梁1線20号線橋梁補修工事	橋梁	アスファルト舗装工 L=190m W=8.5m	舗装工事	6	2	競争入札
3	令和2年度 防災安全交付金橋梁補修事業 市道橋梁1線20号線橋梁補修工事	橋梁	アスファルト舗装工 L=190m W=8.5m	舗装工事	7	4	競争入札
4	令和2年度 防災安全交付金橋梁補修事業 市道橋梁1線20号線橋梁補修工事	橋梁	橋梁補修 2機	土木・工・コンクリート工事	8	4	競争入札

- 学校・上下水道等を含め、**部局横断的に情報を集約**し、250万円を超える建設工事の年間発注見通し表を公表している。
- 四半期ごとの年4回更新している。



公共工事等発注見通し

平成31年度 三条市公共工事発注見通し一覧表【2回目】

No	発注機関	発注課	工事名	工事箇所	工事概要	工費	入札開始方式	工種	入札予定時期
1	三条市	建設課	市道北三河川中流橋梁改良工事	北三河川境内	L=490m	約80万円	一般競争入札	土木一式	第1四半期
2	三条市	建設課	市道北三河川中流橋梁改良工事	市道一丁目境内	L=490m	約80万円	一般競争入札	土木一式	第1四半期
3	三条市	建設課	市道北三河川中流橋梁改良工事	市道一丁目境内	L=490m	約80万円	一般競争入札	土木一式	第1四半期

- 学校・消防・上下水道等を含め、**市内全部局の情報を、部局横断的に集約**し、発注を予定している建設工事の年間見通し表を公表している。
- 発注見通しの公表回数を増やすため、様式を改善し、担当課の負担を軽減した。



建設工事発注予定情報

令和2年度 帯広市建設工事等 発注見通し（令和2年4月1日現在）

番号	事業名	工種	工事名	工事箇所	工事概要	工費	入札予定月	工事期間（月数）	特記事項（注）
1	土木一式	土木一式	市道北三河川中流橋梁改良工事（建設予定）	土木一式	L=190m W=8.5m	約80万円	一般競争入札	第1～3回（第1～3回）	国の交付金の内示状況により、工費の減額あり
2	土木一式	土木一式	市道北三河川中流橋梁改良工事	土木一式	L=190m W=8.5m	約80万円	一般競争入札	第1～3回（第1～3回）	国の交付金の内示状況により、工費の減額あり

- 発注見通しに特記事項欄を設け、国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載している。

※さしすせそ事例集【第4版】より

1. 新・全国統一指標

◆工事

②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

準備・後片付け期間の見直し				
○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定				
工種区分	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	20日
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

工期設定支援システムの導入

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- 歩掛りの標準的な作業日数を自動算出
- 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- 工事抑制期間の設定
- 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム(イメージ)

余裕期間制度の活用

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

①「発注指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式

②「任意着手方式」：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式

③「フレックス方式」：受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式

※1 余裕期間：技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 ※2 実工期：実施工事期間。技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

工事工程の受発注者間での共有

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

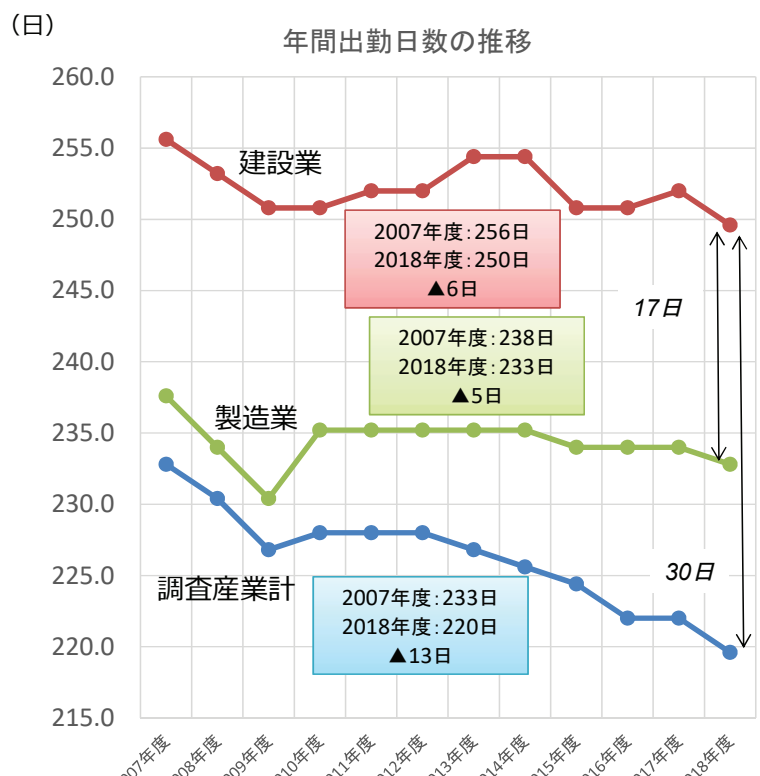
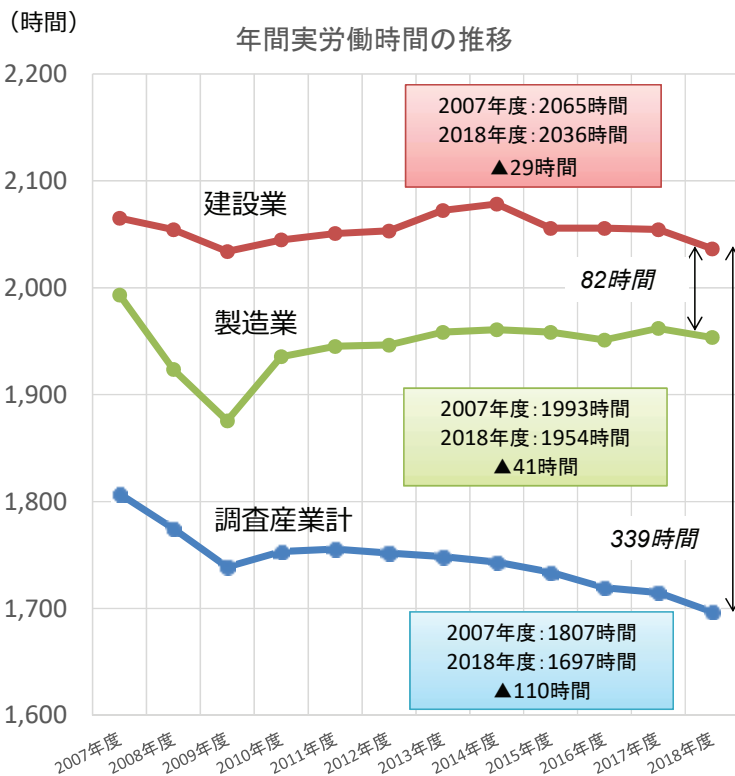
＜工事工程共有の流れ＞

- 発注者が示した設計図書を読み、受注者が施工計画書を作成
- 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施

担当者	事項	0月	0月	0月	0月	0月	0月	0月
施工者	00I							
	00I							
	00I							
	00I							
発注者	支援物件移設							
	00協議							

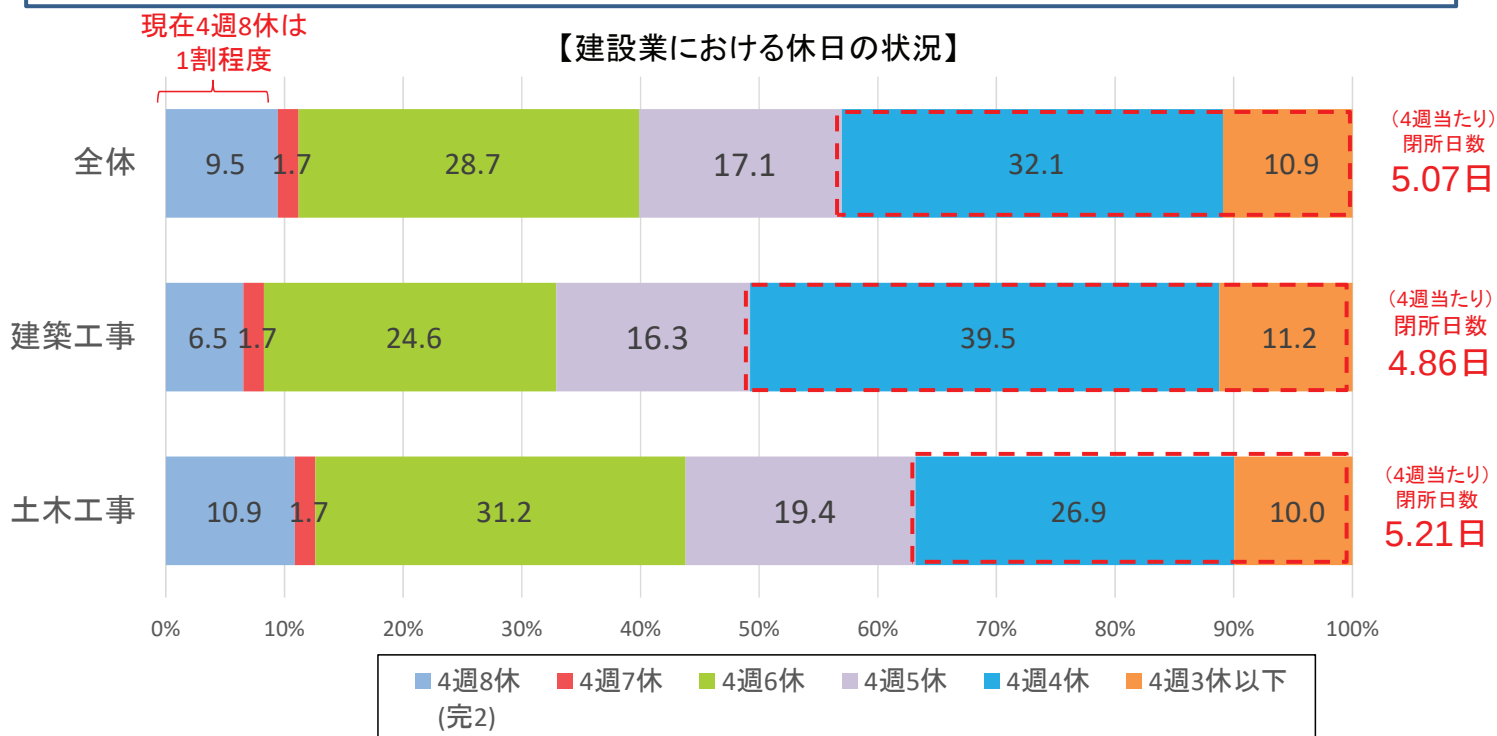
実労働時間及び出勤日数の推移 (建設業と他産業の比較)

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上(約2割)長い状況です。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい(約29時間減少)で、大幅な改善は見られません。



- 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況です。
- 4週8休は1割程度に留まっており、休暇の取得が課題となっています。

【建設業における休日の状況】



【注】

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2018時短アンケート」を基に作成

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□「労務費見積り尊重宣言」

促進モデル工事★

- ・ 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積りを尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
- ・ R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
- ・ R2年度は全国でモデル工事を発注。
✓ 促進モデル工事：21件

□CCUS義務化モデル工事等★

- ・ 新たに、一般土木において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- <R2年度の公告件数>
- ✓ 義務化モデル工事：26件
 - ✓ 活用推奨モデル工事：43件

休暇

□週休2日対象工事★

- ・ 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- <これまでの実績>
- ✓ 165件(H28年度)
→1,106件(H29年度)
→3,129件(H30年度)
→4,835件(R1年度)
 - ✓ ※R2年度は集計中
 - ・ R3年度は原則全ての工事を「週休2日対象工事」として公告。

□適正な工期設定指針

- ・ 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- <主な内容>
- ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
 - ✓ 余裕期間制度の原則活用
 - ✓ 受発注者間の工事工程の共有

希望

□i-Constructionの推進★

- ・ 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- <これまでの実績>
- ✓ 584件(H28年度)
→918件(H29年度)
→1,104件(H30年度)
→1,890件(R1年度)
※R2年度は集計中
 - ・ その他、BIM/CIM活用、規格の標準化、施工時期の平準化、新技術の活用などを推進。

□中長期的な発注見通しの公表

- ・ 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

□誇り・魅力・やりがいの醸成

- ・ 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

★総合評価や成績評定におけるインセンティブやペナルティによって取組を推進

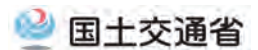
改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

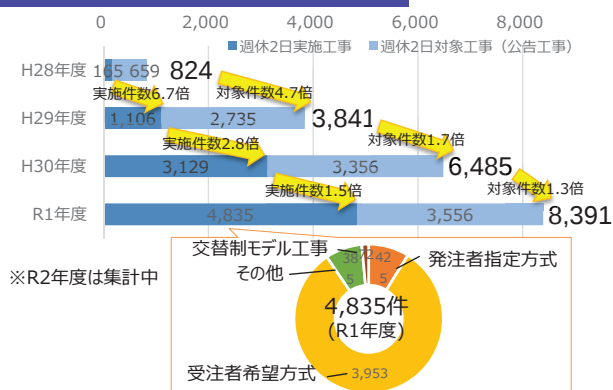
	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	≪同左≫ 罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
36協定の限度	≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	≪労働基準法改正により法定:罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ……第36条第4項 ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ……第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、 一時的に事務量が增加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) ……第36条第6項第3号 b. 単月100時間未満(休日労働を含む) ……第36条第6項第2号 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 ……第36条第5項 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ……第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以上 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a,bは適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ……第139条第1項 ※労働基準法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

週休2日対象工事



- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況(直轄)



週休2日の推進に向けた取組(直轄)

- 週休2日の実施に伴う必要経費を計上
 - ・平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費(賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
 - ・R3年度は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の**補正係数を引き続き継続**。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- ・R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。
- ・**R3年度より、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、新たに現場管理費の補正係数を設定。**

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

週休2日工事の実施状況(都道府県・政令市(計67団体))

- H29年度: 実施済39団体
- H30年度: 実施済56団体
- R1年度: 実施済66団体

➤ 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

直轄工事における週休2日の取組方針

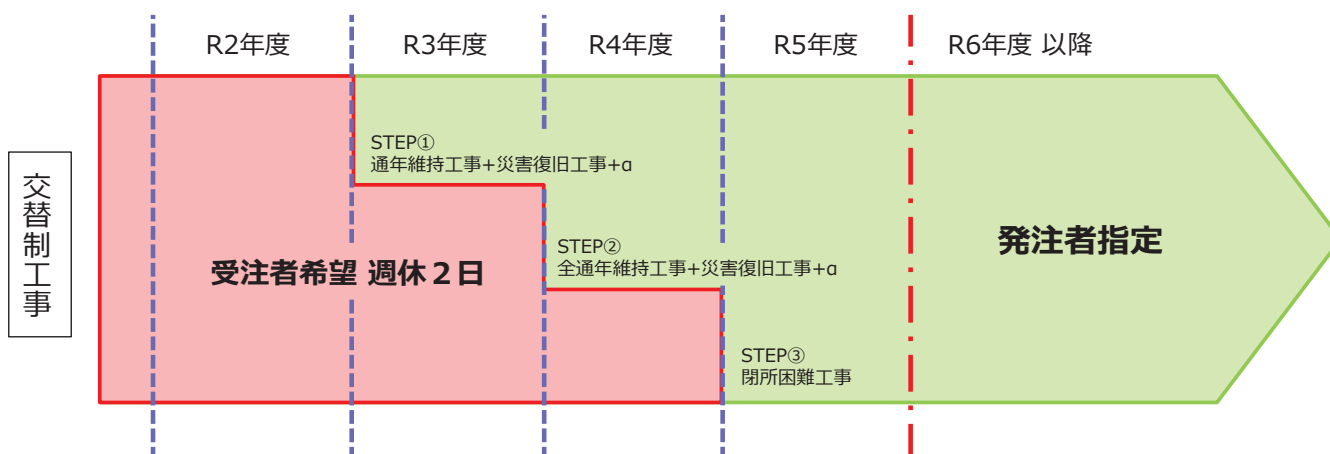
- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
○ 令和6年4月には、維持工事等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

週休2日工事の取組方針（案）



直轄工事における週休2日の取組方針

週休2日交替制モデル工事の取組方針（案）



◇週休2日交替制モデル対象工事

- 365日拘束される工事
 - ・通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事（閉所困難工事）
 - ・災害復旧工事
 - ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
 - ・連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン等）

九州・沖縄の建設業を
もっと働きやすく!

令和3年

11月6日(土)

九州・沖縄の公共工事
統一現場閉所日

九州・沖縄では、建設業の魅力度向上、働きやすい
職場づくりのために11月6日(土)に公共工事をお休みします。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※災害復旧工事などの一部の工事を除きます。

1. 新・全国統一指標

◆工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

◆業務

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

【工事+業務/必ず実施】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 国土交通省

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.4 低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）
- H31.4 低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）

＜未導入団体の推移＞

H18 484 団体

H20 359 団体

H24 232 団体

H29 126 団体

H30 109 団体

R1 95 団体

R2 88 団体

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況 ～95団体が未導入～

区分	都道府県	指定都市	市区町村
いずれかの制度を導入済み	47	20	1626
	100.0%	100.0%	94.5%
いずれの制度也未導入	0	0	95
	0%	0%	5.5%

＜未導入団体の分布＞

凡例
■ 未導入



※H30. 8. 1時点

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表時期 ～導入済団体の約1割は事前公表～

区分	都道府県	指定都市	市区町村
低入札価格調査基準価格の事前公表	2	0	53
	4.3%	0%	7.0%
最低制限価格の事前公表	2	1	136
	4.5%	5.0%	9.0%

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行	H31.4.1～
【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08	【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10 【計算式】 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

【参考】低入札価格調査基準の改定(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

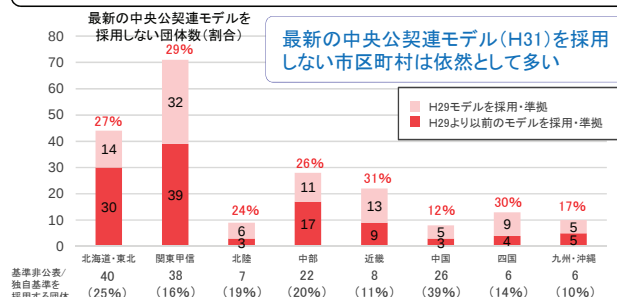
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行	H31.4.1～
測量	設定範囲：60%～80% ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.48	設定範囲：60%～ 82% ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.48
地質	設定範囲：2/3～85% ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.45	設定範囲：2/3～85% ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.48

- ダンピング受注によって、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となるおそれ
- 今後、都道府県公契連と緊密に連携し、自治体の見える化や個別働きかけなど、ダンピング対策を深掘りして強化

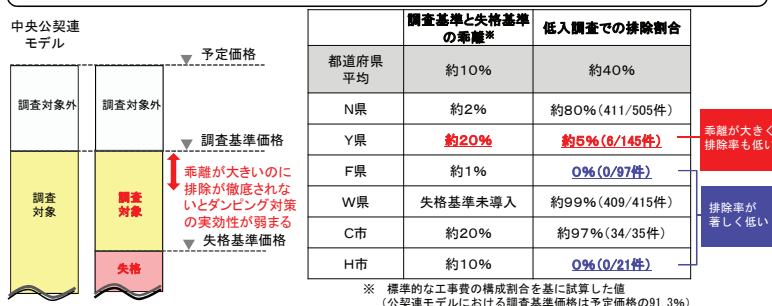
①価格調査基準等を大きく下回る自治体の『見える化』

- 中央公契連モデルの基準を大きく下回る調査基準価格を設定している市町村等の基準を『見える化』し、個別に働きかけ
- ※ 独自基準を採用する団体についても、個別に精査し改善を働きかけ



②低入札価格調査の適切な運用徹底（調査の実効性確保）

- 失格基準が調査基準価格を大きく下回る団体はできるだけ引き上げ
- 調査基準と失格基準の乖離に比して、低入札調査の排除の実施状況が低い団体については個別にヒアリングし、改善を働きかけ



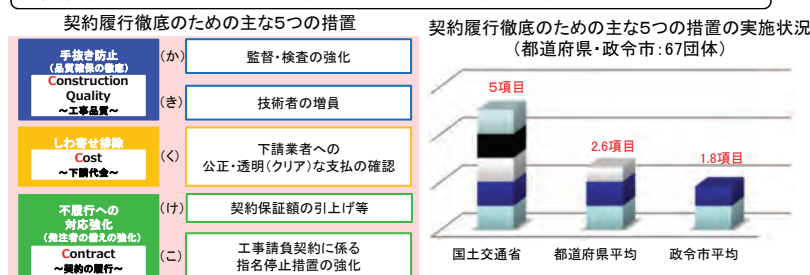
③施工体制確認型総合評価方式の活用促進

- 国土交通省直轄土木工事では施工体制確認型総合評価を採用※
- 各発注者の体制に応じて制度の活用を促進
- ※ 都道府県では9団体が導入、政令市では導入団体なし

評価点の配点割合（例）	
調査基準以上で入札	標準点100点 加算点40～60点
調査基準以下で入札	標準点100点 加算点40～60点

④低入札価格を下回る受注における履行確保措置の拡充

- 低入札価格を下回る場合に、手抜き防止やしわ寄せ排除等の観点から契約履行徹底のための主な措置（かきくけこ）の実施を推進



2. 九州独自指標

◆工事

①最新の積算基準の適用条件及び基準対象外の際の対応状況

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上**する。

- 市場の実勢価格を適切かつ迅速に積算へと反映させるべく、適宜、単価を改定。
- 令和3年度は、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置※を実施し、労務単価で前年度比1.2%増、技術者単価で前年度比1.6%増となり、いずれの単価も平成25年度の改訂から9年連続で引き上げ。

※前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

- ① 公共工事の**設計労務単価**（全国平均）
R3：職種平均 20,409円（R2年比；**+1.2%**）
- ② 設計業務委託等の**技術者単価**
R3：職種平均 40,890円（R2年比；**+1.6%**）

※令和3年3月1日より適用

これにより

設計労務単価・技術者単価はH25年度の改訂から9年連続で引き上げ

設計労務単価：H24～R2 ⇒ **約54%増**

技術者単価：H24～R2 ⇒ **約31%増**

2. 九州独自指標

◆工事

②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

設計変更ガイドラインの改定（全地方整備局等で改定済み）

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
・**条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
・**工事一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
・**受注者は工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

土木設計業務等変更ガイドラインの運用（全地方整備局等に通知済み）※H27.3～

設計変更の手続きの流れ・留意点等の受発注者共通認識や円滑な契約変更・業務執行等を目的とし、平成27年3月から本ガイドラインの運用を開始。

受発注者間で認識・解釈の違いがでないよう

以下の内容等を明記

- ・土木設計業務等の特性
- ・発注者・受注者の留意事項
- ・土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
⇒設計変更に係る基本事項や変更・指示における留意事項を記載
- ・土木設計業務等の変更の対象とならないケース
- ・土木設計業務等の変更の手続フロー

土木設計業務等変更ガイドライン

国 土 交 通 省
技 術 調 査 課
平 成 2 7 年 3 月

 国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※契約書に契約書、共通仕様書の対象番号等が見える場合があります。

2. 九州独自指標

◆業務

①ウィークリースタンスの実施

令和3年度 いきいき現場づくり【業務版】

推進のための施策

- ① ウィークリースタンスの実施
- ② 業務スケジュールの適切な管理
- ③ ワンデーレスポンス
- ④ 円滑な業務を実施するための情報共有
- ⑤ 合同現地踏査
- ⑥ 業務適正履行協議（中間打合せ）
- ⑦ 意見の窓口

○基本理念

建設投資の急激な減少や競争の激化により建設産業界の経営を取り巻く環境が悪化し、現場の技術者の高齢化や若年者の減少といった問題が生じています。

中長期的には、建設産業界の担い手不足や設計成果の品質低下が懸念されます。

これらの課題に対応しその担い手や品質向上を確保するためには、受発注者間において、より一層の意思疎通を図り連携していくことが重要です。

そのため、受発注者において、「いきいき現場づくり【業務版】」を参考に、相互の意思疎通の強化を図ることにより成果物の品質の向上を目指し、また、労働環境の改善を図ることにより、魅力ある建設業界の創造を目指すものです。

【目的】 受発注者間の連携を強化し、更なる調査・設計業務の品質確保や労働環境改善等を図る。

◆「いきいき現場づくり」の施策は以下の通り。

① ウィークリースタンスの実施

受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

② 業務スケジュールの適切な管理

全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。

③ ワンデーレスポンス

受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

④ 円滑な業務を実施するための情報共有

受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組を実施する。

⑤ 合同現地踏査

受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

⑥ 業務適正履行協議（中間打合せ）

受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等のため、業務の中間打合せ等で業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

⑦ 意見の窓口

受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

2

① ウィークリースタンスの実施 ～平成29年度から本格実施～

目的

○受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

概要

○九州地方整備局が発注するすべて業務において、労働環境改善につながる取組を実施する。なお、受発注者間で、業務着手時打合せで以下に示す項目から複数項目以上取り組む。

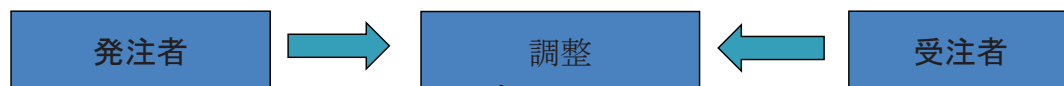
○取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む。

- 1) 月曜日は依頼の期限日としない
- 2) 金曜日は依頼しない
- 3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける
- 4) 17時以降の打合せは行わない
- 5) その他、取組みが必要と思われる内容

実施体制

○発注者＋受注者（業務着手時の打合せで調整。業務計画書に記載する。）

受注者の勤務形態や業務形態に応じて、取組みを受発注者間で調整し、取り組む。



水曜日はお互い定時に帰る事にしようか。
あと勤務時間外の打合せはやめよう。

【取組内容の決定】

- 1) 月曜日は依頼の期限日としない
- 2) 金曜日は依頼しない
- 3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける
- 4) 17時以降の打合せは行わない

土日は休日なので金曜日の依頼と月曜の期限避けて頂きたい。

② 業務スケジュールの適切な管理 ～平成30年度から本格実施～

目的	○全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。
概要	○業務の受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成し、発注者の承諾を得る。 管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等) ○発注者は管理表に記載された測量・調査・設計条件等に関する質問等に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。 ※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。
実施体制	○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)
その他	○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。 ○全業務※において、作業項目毎の履行期間の蓄積等のため、「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】」様式を使用する。 ※平成31年度より、検討業務においては「業務スケジュール管理表【検討業務型】」様式になります。 ○詳細設計については、「業務履行期限設定支援ツール」の活用を原則※とする。 ※業務履行上やむを得ない事情等により履行期間の設定支援ツールを活用することが適切でないと判断される場合を除く。

4

③ ワンデーレスポンス ～平成23年3月から実施～

目的	○受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。
概要	○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。 ○なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。 ※確認・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。
実施体制	○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)
その他	○受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に確認・協議を行う。 ※確認・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえ、適切な時期に行う。

④ 円滑な業務を実施するための情報共有～平成29年度から実施～

目的	○受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組に努める。
概要	○成果品のアウトラインやスケジュールの共有に努めるものとし、業務着手時の打合せにおいては、受発注者共に、業務に係わる関係者のうち責任のある立場のものが出席するものとする。 ○メール等の情報伝達の際、調査員と管理技術者のみで行わず、業務に係わる関係者全体で情報を共有しながら、円滑な業務履行を図る。なお、情報共有者は業務着手時の打合せで、受発注者間で協議し決定する。
実施体制	○発注者【関係者】＋受注者【関係者】 （）は必要に応じて対応

6

⑤ 合同現地踏査 ～平成23年3月から実施～

目的	○受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。
概要	○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。 事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等
実施体制	○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者（コンサル等） ・発注担当課とは、主任調査職員または調査職員 ・受注者とは、管理技術者、担当技術者 ・工事監督員等とは、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等
その他	○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。 ○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。 （事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど）

⑥ 業務適正履行協議(中間打合せ) ～平成29年度から実施～

目的	○受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等の解決のため、業務履行上の課題や問題点の解決を図る。
概要	発注者と受注者が設計変更の適切な執行と、その変更に伴う適正な工期を確保することを協議する他、業務履行上の課題や問題点等についても中間打ち合わせ等で協議する。なお、打合せ対象者は、業務を追加する場合などその都度受注者間で協議し決定する。
実施体制	○発注者【関係者】＋受注者【関係者】) 【例1】 発注者 → 業務適正履行協議 (イメージ) ← 受注者 (副所長)、主任調査員、調査員、関係者 管理技術者、担当技術者、(関係者) 1 検討項目を追加したいが、検討内容と工期とか大丈夫かな？ 2 検討項目は、それで十分でだけど、工期は1ヶ月ほしい。 【会議の結果】 ・検討項目の追加 ・工期の延伸が決定 () は必要に応じて対応 【例2】 2 よりよい成果物が出来るため、検討ケースを増やそう。工期は大丈夫かな。 1 検討を進めていたら、良い案が出てきたけど、検討ケースを増やせないかな？ 【会議の結果】 ・検討ケースの増 ・工期の延伸が決定

8

⑦ 意見の窓口 ～平成27年11月から実施～

目的	○受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。
概要	○九州地方整備局発注の業務に従事されている又は従事された技術者からの意見を対象に、「意見の窓口」を活用し業務履行业者と円滑な意思疎通が図られることを目指す
実施体制	○九州地方整備局＋履行业者（随時受け付け） 九州地方整備局 → 意見の窓口 (ホームページ) ← 履行业者 回答投稿 意見投稿
その他	◇意見の窓口URL(平成27年11月から実施) http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken2.htm